

食管・転作制度下の稻作の構造変化と今後の展開方向

(前資料部長) 須永芳顕

本稿の課題

1. 農地過剰と食管・転作制度
 - (1) 農産物の慢性的過剰と農産物価格支持政策
 - (2) 「農地過少国の農地過剰」
 - (3) 農業生産力の発展と農業の人口扶養力の低下
 - (4) 生産力増進とコストアップの並進
 - (5) 稲作農家の全面的II兼農家化と中核農家の「稻作離れ」
2. 食管・転作制度下の稻作の構造変化と食管・転作制度の存在意義
 - (1) 「劣等地」の稻作離脱と「優等地」の稻作拡大の抑制
 - (2) 「分解基軸」なき稻作農家の階層分化

- (3) 米価の実質的低下、転作強化の下での稻作拡大の進展
 - (4) 食管・転作制度の存在意義
3. 米価の大幅低下局面における稻作の構造変化と稻作大経営の存続可能性
 - (1) 稲作農家の存続・離脱を規制する「農家経済の収支バランス」と土地条件
 - (2) 1990年代後半における稻作大経営の存続可能性
 - (3) 米価の大幅低下局面における稻作構造変化の方向性
 - (4) 米価の大幅低下局面における稻作大経営の形成と存続の可能性
- 結び——今後の展開方向——

本稿の課題

戦後の日本農政の根幹をなした食糧管理制度は20世紀末に半世紀余の歴史に幕を下ろした。食管理制度は1970年代初頭、米過剰に直面して転作制度に補完された食管・転作制度として再編されたが、戦後55年間の日本農業、特に稻作の展開に大きな影響を与えた。

本稿は以下の3つの課題から構成されている。1は、農産物の慢性的過剰を象徴する食管・転作制度下の米過剰に焦点を合わせて、慢性的農産物過剰・農地過剰の必然性と所得補償政策の不可避性を再確認することである。2は、食管・転作制度下の稻作の地域分化と階層分化の態様を分析して稻作生産構造変化の方向性を把握し、食管・転作制度の存在意義を再確認することである。3は、「1つの可能性」として米価の大幅低下局面を想定し

て、稻作構造変化の方向性及び稻作大経営の形成・存続の可能性を見定めることである。結びでは、3の考察をふまえて食糧法下の稻作の展開方向を示唆する。

1. 農地過剰と食管・転作制度

(1) 農産物の慢性的過剰と農産物価格支持政策

他の産業では資本制企業が圧倒的シェアを制し寡占化が著しく進んでいるが、農業だけは1世紀を経ても資本制企業に支配されることなく、伝統的小農的生産が維持されている。この事実は、極大利潤を追求する資本にとって、農業は所得形成力が低すぎて投資対象になりえなかつたことを雄弁に物語っている。いざれの国でも小農民の再生産条件を確保し食料自給力を強化することが農政の重要な使命とされてきたが、先進諸国では第2次

大戦以前から、社会主義的労働運動が高揚し劳資の対立が激化するなかで、小農を社会的安定層として維持すべく小農保護政策が行なわれてきた。

特に大戦後、完全雇用の達成を目標に掲げて有効需要喚起の方策を多面的に遂行してきたが、小農保護政策はその一環として行なわれてきた。小農保護政策は小農保護が自己目的ではなく、生産者に所得補償することにより農家経済の安定と農業生産力の増進を図り、それを通じて食料自給力の強化、国内市場の拡大、他産業への労働力供給、社会保障の代替等の多様な機能を果たすことを期待して体制的に定着した政策である。大戦後的小農保護政策は価格支持政策など所得補償政策が中核をなしているが、その1つの典型は、1960年代以降の食糧管理制度である。

食管制度は食料難時代の「全面統制・直接全量管理、消費者保護」から、慢性的過剰段階には「部分統制・間接全量管理・直接部分管理、生産者保護」へと著しく変容し、消費者保護・「農民搾取」の政策装置から生産者保護の政策装置へと社会的性格は反転しているが、政府の統制・管理により所得移転機能、価格安定機能、国内生産保護機能という3つの機能を果たし続けてきたことに変わりはない⁽¹⁾。

最も本質的な所得移転機能についていえば、敗戦直後の食管制度は深刻な食料難に直面し、乏しい食料を貧富の別なく公平に配給して飢餓と社会不安を防止する政策装置として機能し、絶大な成果を収めた。しかし敗戦後の経済復興が完了し高度成長の軌道にのった1950年代後半を境に生産者保護の政策装置に転換し、生産者・納税者→消費者への所得移転から、逆に消費者・納税者→生産者への所得移転に反転した。特に60年以降、米需給より農工間所得格差のは正を重視して、米価を需給の実勢より高位に支持する米価政策と、豊凶にかかわらず公定価格で全量買入れ

を行う全量買入れ制度が相俟って、農家をひたすら増産に駆りたてたので米生産は急増した。しかし米消費は既に63年にピークを打って長期減少傾向に転じたため、早くも60年代末に生産過剰に直面し、たちまち膨大な過剰在庫が形成された。

米価を需給均衡価格まで引き下げれば過剰は早晚解消するが、それでは食管制度の最も本質的な機能である所得移転機能が否定されるので、食管制度の下では行いえなかった。さりとて米過剰を放置すれば財政負担に耐えられなくなり食管制度は早晚破綻するので、過剰圧力を潜在化させることが不可欠である。このため生産調整が70年に本格的に開始され、やがて転作制度として定着した。こうして食管制度は、1970年代初頭、米過剰に直面して転作制度に補完された食管・転作制度に再編された。

食管・転作制度は、米価を高位に支持して米過剰圧力を温存し補助金付き転作により過剰を潜在化させる仕組みであり、過剰圧力を潜在化させるだけで農地過剰は勿論、米過剰を解消することもできなかった。こうして米過剰は稲作・転作の両面に所得補償する食管・転作制度の下で、慢性的過剰に転化した。

食管・転作制度は生産者補償政策の典型であるが、小農保護が自己目的ではなく、生産者に所得補償することにより農家経済の安定と農業生産力の増進を図り、前記のような農業・農村のもつ多様な機能に期待して体制的に定着した政策である。したがって無条件に消費者の支持を得られるわけではなく、一定の諸条件の下で支持されるにすぎない。

1960年段階には、①米は過剰ではない、②稲作農家は勤労者世帯より豊かではない、③内外価格差は著しくない、④財政は硬直化していない、⑤貿易収支は構造的黒字ではない、という状況にあり、消費者の支持を得られる諸条件が存在した。しかるに90年段階には、①米は慢性的過剰である、②稲作農家

の所得は勤労者世帯を上回っている、③内外価格差は著しく拡大している、④財政は硬直化している、⑤貿易収支は構造的黒字である、という状況にあり、稲作・転作の両面に所得補償する食管・転作制度の生産者所得補償機能が消費者に支持される諸条件は失われつつあった⁽²⁾。

慢性的過剰段階においては所得移転機能、国内生産保護機能はもとより、価格安定機能も生産者に有利に作用しており、食管制度は生産者保護的性格をますます強めていった。しかし情勢の変化に対応して食管制度の流通面には「市場原理」が漸次導入され自由化が進んだ反面で、生産サイドでは転作強化という形で逆にますます統制を強めなければ食管制度を維持し難くなるなど、さまざまな矛盾を露呈し、限界に近づいていた。そして1995年、食管制度は半世紀余の歴史に幕を下ろして、食糧法を受け継がれた。

日本以外の先進諸国でも、経済成長に伴い不可避的に拡大する農工間所得格差を是正するには、需給関係は度外視し農産物価格を引き上げるなどして生産者に所得補償するほかなかった。このため価格支持政策を核とする所得補償政策が広範に行われてきた。その結果、農業恐慌や農産物価格の長期低落や農村の困窮化は回避され、兼業化の進展と相俟つて農家経営は安定化し、農業・農村は前記のような多様な機能をはたしてきた。

その反面、以下のような欠陥を露呈している。①所得補償政策の核をなす価格支持政策は、農産物価格 P を需給均衡価格 X より高位に支持することにより、 $(P - X) \times Q$ （販売量）だけ消費者・納税者から生産者に所得を移転させる仕組みなので、Q（販売量）を増やすれば増やすほど所得が増える。このため増産が著しく刺激され、先進諸国では相次いで主要農産物が生産過剰に陥った。しかも恒久的制度として行なわれているので、過剰になっても価格を需給均衡価格まで引下げて過

剰を解消することが政治的に困難になり、過剰を慢性化させるほかなかった。②過剰圧力の潜在化や過剰農産物の処理に巨額の財政支出を要するので、先進諸国は財政負担の膨張に悩み、時代の要請にかなった他の政策の遂行が制約されただけでなく、資源の最適利用、構造改善、適地適作化を阻害した。③価格支持制度の実効をあげるために、国際競争力が弱い国では国境障壁を設けて輸入を厳しく抑制した。またEUやアメリカは膨大な財政支出をテコとして輸出により過剰農産物を処理した。このため輸出国・輸入国間及び輸出国相互間で農産物の貿易摩擦が激化した。

そして80年代後半～90年代初頭にGATT（関税貿易一般協定）ウルグアイ・ラウンドで貿易交渉が行われた結果、ようやく農業保護の削減が基本合意され、特に生産刺激的な価格支持や国境保護は縮減されつつある。しかし農業保護が大幅に削減されると農業生産は維持し難くなるので、生産拡大に結びつかない直接所得補償により農業経営の安定化を図る方向に転換しつつある。

農産物の慢性的過剰は現代の先進諸国に共通かつ特有の現象であり、農業生産力の飛躍的発展と食料消費の飽和という根本的な需給の不均衡要因に規定されているが、農産物過剰を慢性化させた最大の要因は、価格の需給調整機能を阻害する所得補償政策にある。

農産物の慢性的過剰は、価格の需給調整機能を阻害する諸要因が存在するために、農地と労働力の他産業への移動が十分に行なわれず、かくして農地と労働力の過剰が農産物の過剰という形で慢性的に現象する状態である。それゆえ真に過剰なのは農産物ではなく、農産物を生みだす農地と労働力である。

(2) 「農地過少国の農地過剰」

現代日本農業の諸矛盾は「農地過少国の農地過剰」の1点に集約される。閉鎖経済体制すなわち孤立国の場合には、食料の自給は至

上命令である。過剰基調の作物は供給を削減し、不足する作物は財政負担を増やして増産を刺激し、極力過不足が生じないよう生産が管理される。農地過少国で農地が過剰化することはありえない。仮に農地が過剰化すれば、もはや農地過少国ではない。換言すれば「農地過少国の農地過剰」という矛盾は開放経済体制下の農産物輸入圧力なしにはありえないものである。

世界に冠たる日本工業が国際競争力を強めれば強めるほど、貿易収支の黒字が拡大し円の対外レートが上昇するので、農産物の内外価格差が拡大して農業の国際競争力はますます失われた。このため農地の過少に起因する零細農業は、製造業と対比しても外国農業と対比しても劣弱な産業にならざるをえなかつた。そして工業製品の輸出ドライブにより貿易摩擦が激化すればするほど農産物輸入は増大し、70年代には既に世界最大級の農産物純輸入国になった。こうして外国産にますます国内市場を奪われれば、国内農産物の需要は減少するので、農産物の慢性的過剰と農地過剰に陥るのは必然であった。

しかし実際には、日本工業が強固な国際競争力を確立し農業の機械化が進み片手間農業化する以前の1950年代に、麦類、豆類、雑穀等の普通畠作物が国際競争にさらされて、国内市場を外国産に明け渡し劇的な縮小を余儀なくされた。このためまず普通畠が過剰化した。こうして農業生産の「総枠」が縮小したため、米や果樹、野菜、畜産物などに生産が集中した。高度成長下の所得の急増と食生活の洋風化に支えられて食料需要は大幅に増加したが、農業生産もそれ以上に急激に拡大した。そして1970年前後には米をはじめ生乳、ミカン、葉たばこなど主要農産物が相次いで慢性的過剰に陥った。主要農産物が過剰化し作付面積が激減すれば、水田や普通畠や樹園地も過剰化する。しかも農産物の市場開放が段階的に進められたので、外国産にます

ます国内市場を奪われ、農地過剰も深刻化せざるをえない。こうして開放経済体制下では、まさに農地が過少であるがゆえに農地が過剰化せざるをえなかったのである。

耕地面積は1961年の6,086千ha、水田面積は69年の3,441千ha、畠は58年の2,719千haをピークに長期減少傾向にあり、97年には耕地4,949千ha、水田2,701千ha、畠2,248千haに減少している。ピーク年と比較して、耕地は1,137千ha、水田は740千ha、畠は471千haも減少している⁽³⁾。こうして農地が減少した分だけ「農地過少国の農地過剰」という矛盾は緩和されたはずである。ところが水田が74万haも減少したにも拘らず96万haで生産調整が行われているのであるから、縮小均衡化ではなく「縮小不均衡化」が進み、農地過剰はかえって深刻化したといわねばならない。

作付延面積は1956→75年に827万ha→576万haに252万haも減少し、耕地利用率も125%→103%と急低下した。この時期の特徴は、1年当たり13万ha減という作付延面積の激減であり、麦類、豆類、いも類、雑穀など普通畠作物の劇的な縮小である。その一因は外国農産物の輸入増大であるが、食生活の洋風化に伴う野菜、果実、肉類、牛乳等の需要増大に対応した普通畠作物から野菜、果樹等への転換や畜産の強化を反映している。また農外就業機会の拡大に伴って畠作→農外就業の転換も急激に進んだ。いずれにせよ一般に農家所得が増加したので、普通畠作物の衰退は必ずしも深刻な問題にはならなかった。

慢性的過剰段階の1975→97年には、作付延面積は575万ha→472万haに103万ha減少したが、1年当たり減少面積4.7万haは75年以前の1/3にすぎず、耕地利用率も103%→95%と小幅な低下にとどまっている。しかし畠作物面積は276万ha→195万haへ81万ha、30%も減少し作付延面積減少の8割を占めている⁽⁴⁾。この時期の特徴は、まさに転

作制度により農地利用が強く規制されたことである。そして米過剰を潜在化させる転作制度は一面では新たな過剰農産物を生みだし、他の農産物の過剰を激化させた。また転作制度は水田の荒廃を防止した代わりに、多くの畑作物の需給バランスを悪化させ、畑の過剰化を促進した。

例えば野菜は転作作物として好んで生産されたが、生産過剰→畑野菜作の減退という形で畑野菜作農家に打撃を与えた。野菜作付面積（単位：千ha）は69年には681、うち転作0、非転作田92、畑589であったが、78年には641、うち転作80、非転作田53、畑508となり、88年には636、うち転作120、非転作田46、畑470となっている⁽⁵⁾。69→88年の転作野菜作增加面積120千haは畑野菜作減少面積119千haとほぼ等しく、野菜作減少面積45千haは非転作田野菜作減少面積46千haとほぼ等しい。こうして転作野菜作→野菜供給過剰→畑野菜作・非転作田野菜作の減少という形で、特に畑野菜作農家に深刻な影響を与えた。他の作目でも、過剰な水田を温存する転作制度により、補助金を得られない畑作農家が不利な競争を強いられ、畑の過剰化が促進された。

他方、食管制度の管理下にあり自給率が極端に低い麦類は、食料危機を契機として価格が引き上げられたこともあり、70年代半ばまでの劇的な縮小から一転して作付面積が増加している。実際、4麦合計の作付面積（単位：千ha）は、水田作は49年829→73年68→88年262、畑作は50年957→77年78→88年134と70年代後半以降急増し、88年には最低時の2.5倍以上に拡大している⁽⁶⁾。しかし国産麦は甚だしい売買逆軸のため増産により財政負担が急増したうえ、品質が不均一で需要が伸びないこともあって、たちまち増産が抑制された。

(3) 農業生産力の発展と農業の人口扶養力の低下

先進諸国では農業生産力の発展とともに、農業の人口扶養力は食料供給面では飛躍的に増大しているが、所得面では低下の一途にある。農産物の慢性的過剰は、このような農業生産力発展の法則性により生みだされた解決困難な問題である。

食料供給面では、農業生産力の発展に伴って農業の人口扶養力は飛躍的に増大したが、先進諸国の食料消費は既に飽和に近づいているので、国民の食料を供給するのに必要な農地面積は減少の一途にある。先進諸国が例外なく農産物の慢性的過剰・農地過剰に陥っているという事実は、国民の食料を生産するには農地が多すぎるという生産力段階に到達していることを裏書きしている。

このため、農業生産力が発展すればするほど、農地が過剰化するだけでなく、一定面積の農地が扶養できる農家人口はますます減少せざるをえない。例えば畑小麦作農家の10a当たり投下労働時間は5ha以上層では2.75時間にまで減少しているが⁽⁷⁾、1ha当たり3.5日分の労働しか投下しなければ、1haの農地では高々半月程度の生活しかできないであろう。投下労働時間の短縮と逆比例的に規模拡大しなければ、農業所得だけでは生活できなくなるのは当然の成りゆきである。アメリカの平均的な稻作農家の経営規模は100haをはるかに超えているが、それは100ha以上耕作しなければ稻作で生活できないことを示唆している。

農業生産力の発展に伴って農業就業者数は激減しているが、農業所得で生活できる人口ははるかに激しく減少している。したがって所得面では、農業の人口扶養力は生産力の発展とは裏腹にますます低下している。

第1表をみれば、農業生産力の増進とは裏腹に、所得面では農業の人口扶養力が著しく低下していることを確認できるであろう。

第1表 農業生産力の増大と農業所得の人口扶養力の低下

	単位	1960 A	1980	1995 B	B/A
農家人口 A	万人	3,441	2,137	1,506	0.44
農業就業人口 B	万人	1,454	697.3	489.2	0.34
農業所得の家計費充足率 C	%	59.5	24.2	25.3	0.43
農業の人口扶養力 A×C	万人	2,047	517	381	0.19
1人当たり家計費	万円	6.44	89.6	136.2	21.1
農業総生産額 D	兆円	1.92	10.26	10.43	5.4
生産農業所得 E	兆円	1.24	4.58	4.62	3.7
1人当たり農業生産額 D/B	万円	13.2	147	213	16.2
1人当たり生産農業所得 E/B	万円	8.52	65.7	94.4	11.1
生産農業所得率 E/D	%	64.6	44.6	44.3	0.69
1ha当たり農業投下労働時間	時間	4,010	1,650	1,140	0.28
農業/非農業比較生産性	%	25.3	27.3	28.3	1.1
能力換算1日当たり農業所得	円	525	4,546	6,383	12.2
農業所得/製造業賃金	%	62.0	43.4	32.8	0.53

注. 『農業センサス』, 『農家経済調査』, 『生産農業所得統計』, 『米生産費調査』, 『農業白書』各年度版により作成.

1960→95年の35年間に、1ha当たり農業労働時間はほぼ1/4に減少した反面、1人当たり農業生産額は16倍、同生産農業所得は11倍に増大した。投下労働時間の激減に伴って、農業就業人口は1/3に減少し、農家人口は1/2以下に減少した。農業/非農業の比較生産性は、60→95年を通じて概ね25~28%の低水準で推移しており、能力換算1日当たり農業所得は60年には製造業常用労働者の1日当たり賃金の62%の水準にあつたが、95年には33%の水準に落ちこんでいる。

1日当たり農業所得はこの間に12倍に増大したが、年間就業日数が大幅に減少したうえ農家世帯員1人当たり家計費が21倍に膨張したので、農業所得の家計費充足率は60%→25%に6割近くも低下した。農家人口×農業所得の家計費充足率を「農業の人口扶養力」とよべば、農業生産力の増進とは裏腹に農業の人口扶養力は、1960年の2,047万人から95年には僅か381万人と1/5以下に落ちこんでいる。

農業の人口扶養力が1/5に低下した主要

因が、家計費の膨張にあることはいうまでもない。しかし、他産業就業者の家計費も膨張しており、他の産業では生活水準の著しい向上を伴いつつ就業者数を増加させてきたのである。それゆえ農業の人口扶養力の低下を生活水準の向上のみに帰することはできない。

第2表をみれば、欧米では農林水産業就業者数は既に失業者数をはるかに下回るほど減少しているが、それでも農林水産業の相対的所得形成力は極めて低く、所得補償政策なしには農業を維持できないことを示唆している。

日本の農林水産業就業者数Aは350万人で、フランス、ドイツ、イタリア3国の合計を上回っており、アメリカの354万人と肩を並べている。農林水産業の就業者構成比aは、アメリカ、ドイツは3%弱であるが、日本は5.3%でイタリアの6.8%に次いで高い。先進諸国の農林水産業の国内要素所得構成比cは極めて低く、イギリス、ドイツは1.1%，日本は1.7%，アメリカでさえ1.6%にすぎない。

農林水産業の国内要素所得構成比c/同就

第2表 農林水産業の就業者数と相対的所得形成力（1997年）

(単位：千人，%，倍)

	農林水 産業就 業者数 A	失 業 者 数 B	農林水産業 就業者数 A —— 失業者数 B	失 業 率	農林水 産業就 業者数 構成比 a	農林水産 業の国内 要素所得 構成比 c	農林水産 業の相対 的所得 形成力 c/a
日本	3,500	2,300	1/0.66	3.4	5.3	1.7	0.32
アメリカ	3,538	6,739	1/1.90	4.9	2.7	1.6	0.59
イギリス	494	1,602	1/3.24	5.6	1.8	1.1	0.61
ドイツ	1,049	4,384	1/4.18	11.4	2.9	1.1	0.38
フランス	976	3,102	1/3.18	12.5	4.4	2.3	0.52
イタリア	1,370	2,812	1/2.26	12.3	6.8	2.6	0.38
ユーロエリア	5,949	14,902	1/2.50	11.6	5.3	2.1	0.40

注：日本銀行『日本を中心としてみた国際比較統計』1999年度版により作成。

業者構成比 a を「農林水産業の相対的所得形成力」とよべば、日本は 0.32 で最も低く、ドイツ、イタリアは 0.38、フランスは 0.52、アメリカは 0.59、イギリスは 0.61 で、概ね 0.4~0.6 の水準にとどまっている。

周知のように、先進諸国では所得補償政策の下で納税者と消費者から生産者に年々相当の所得移転が行われてきたが、それでもこの有様であるから、所得移転が行われない場合には農業就業者と非農業就業者の所得格差はさらに拡大したであろう。これは、所得補償政策の不可避性と保護削減の困難性を象徴している。

注目すべきは、欧米では農林水産業就業者数を失業者数をはるかに下回っていることである。特にドイツでは農林水産業就業者は失業者数の 1/4 弱、イギリス、フランスは 1/3 弱、アメリカは 1/2 強にすぎない。日本の農林水産業就業者数 350 万人は失業者 230 万人を唯一上回っているが、99 年には完全失業者が 300 万人を超えていたので、近い将来、日本でも農林水産業就業者数が失業者数を下回るに至るであろう。

18 世紀末にマルサスは、人口は幾何級数的に増加するが食料生産は算術級数的にしか

増加しないので食料不足と貧困は必然である、と説いたが、当時は国民の大多数が食料生産に従事していたにも拘らず、多くの人々が絶えず飢餓や栄養不足に喘いでいた。現代の多くの開発途上国でもしかりである。ところが現代の欧米では、「職なき人々」よりはるかに少ない人数で消費しきれぬほどの食料を生産しているのである。しかもそれでも農業就業者は多すぎるのであり、他の産業よりはるかに少ない所得に甘んじて行き場のない中高年労働力が農業に滞留している。

農業の人口扶養力が 35 年間に 1/5 以下に低下したが、単純に 2,040 万人から 381 万人に減少したのではなく、3,440 万人 × 60% から 1,506 万人 × 25% という形でしか減少しなかつたことが問題を一層深刻化させている。生産要素を最適に組み合わせれば 100 万戸以下の農家で農業生産を維持できるであろう。だが現実にはその数倍もの農家が存続し、大多数を占める兼業農家は零細片手間農業を営んできた。

農業と非農業の所得形成力に大きな格差が存在するので、大多数の農家は、機械化・化学化により省力化を進め農外就業に決定的に傾斜して事実上の勤労者世帯に転化しつつ、

農地資産の保全を兼ねて農業を片手間に営む以外になかった。実際、農外就業機会の多い青壯年層は非農業に従事し、農外就業機会の乏しい中高年層や、農外就業機会のない朝夕や週末を農業に充てることが、農家所得を極大化させる確実な方法である。農業就業者の1日当たり所得が製造業賃金の3割にすぎないにも拘らず農業を維持できるのは、働く者はみな働いて農村の勤労者世帯を上回る農家所得を確保しているためである。

古典的農民は、生産手段を收奪され労働力しか売るもののない無産の賃労働者となつたが、戦後の農家は、生産手段を喪失する前に賃労働者化して農外所得+農業所得で農家経済を安定化させ、生産手段を喪失する危険を回避している。しかも大多数の兼業農家はほぼ農外所得だけで生活できる事実上の労働者世帯に転化しながら、さまざまな理由で完全には離農せず、農地資産の保全を兼ねて片手間に農業を営んでいる。

「上層農家」といっても規模は小さいうえに農地は四方に分散しているので機械の有効利用ができず、零細農家の稻作所得相当の地代を払っても農外就業並みの借地稻作所得を実現できるほど大きな生産力格差を形成できない。このため稻作拡大が進まず、農業所得は伸び悩み増大する生活費を賄うことができなくなつて「上層農家」も早晚農外就業に駆りたてられる。こうして兼業化は、最上層の基幹的労働力まで農外就業に駆りたてて農業就業構造を極度に劣弱化させるメカニズムを内在しているのである⁽⁸⁾。

農業生産の組織化や機械の共同利用等により生産要素を最適に組み合わせればコストは大幅に低下するが、現実には膨大な零細農家がバラバラに機械化を進め過剰投資を敢えてしているので、必然的に高コスト・低生産性農業にならざるをえない。

(4) 生産力増進とコストアップの並進

製造業では生産性の飛躍的増進が大幅なコストダウンを可能にし、競争を通じた価格の低下が需要を喚起し、企業は需要増大に対応した生産量の増大により利潤を確保している。

ところが小農的稻作では、家族労働を機械、動力、農薬等に代替させることによって労働生産性が上昇するが、外部に支払う物財費が増大する反面、自分に支払う家族労働費が相対的に減少するだけでなく、規模拡大が進まぬなかで機械化を進めたため過剰投資に陥つており、生産力の増進がコストアップと所得の減少を招く傾向がある。

第3表をみれば、労働生産性の増進とコストアップが並進し、過剰投資により稻作所得が伸び悩みないし減少していることを確認できるであろう。

まだ「手作業段階」にあった60~65年には、0.3ha未満層の第1次生産費、物財費、稻作所得、稻作所得率は3ha以上層とほぼ同額で階層差は認められなかった。しかし65~80年に特に0.3ha未満層の生産費は5.7倍、物財費は5.5倍に膨張した反面、主産物価額／第1次生産費は1.63→0.85、稻作所得率は69%→31%に急低下し、稻作所得は2.3倍にとどまっている。これは、零細農家が過剰投資に陥り外部に支払う物財費が急増して生産費が米価を上回るに至り、稻作所得が伸び悩んだことを如実に示している。

稻作の10a当たり投下労働時間は1960→95年に1/5に減少し、1時間当たり米収量は5倍に増大した反面、単収は60年448kg→75年525kgに増大したが、慢性的過剰下の75→95年の20年間は概ね520kg前後で停滞している。第1次生産費は60年→75年に5倍に増大したが、主産物価額／第1次生産費は60→75年を通じて1.9~1.7の高水準にあることは、75年頃までは米価を生産費の1.9~1.7倍の高位に支持し続けただけでなく、機械化とインフレ高進による生産費の膨張が米

第3表 米生産費、主産物価額、稲作所得の推移 (10a 当り・全国販売農家)

(単位: kg, 千円, 時間, %)

年	収量	1時間 当収量	投下労働時間			第一次生産費			物財費		
				~0.3 ha	3ha ~		~0.3 ha	3ha ~		~0.3 ha	3ha ~
1960	448	2.59	173	199	143	15.6	16.2	14.7	8.9	8.8	8.8
65	445	3.16	144	165	118	26.1	28.1	26.3	13.9	13.3	12.7
70	487	4.13	118	150	88.5	42.9	51.4	37.7	22.0	26.5	20.0
75	525	6.44	81.5	116	55.4	77.8	101	63.6	44.8	55.0	39.8
80	489	7.59	64.4	87.6	44.4	123	161	96.2	75.7	95.8	63.5
85	529	9.71	54.5	75.3	38.5	137	189	105	88.5	121	72.1
90	533	12.2	43.8	61.6	26.7	136	187	101	89.2	119	70.3
95	515	13.2	39.1	57.6	26.4	132	179	100	78.4	98.0	65.5
95/60	1.14	5.10	0.22	0.29	0.18	8.5	10.0	6.8	8.8	11.1	7.4
年	60kg 当り 米価	主産物 価額	主産物価額			稲作所得			稲作所得率		
			第一次生産費				~0.3 ha	3ha ~		~0.3 ha	3ha ~
				~0.3	3~						
1960	4.30	29.9	1.92	1.82	2.14	22.1	22.2	22.2	68.8	69.5	66.5
65	6.62	47.0	1.80	1.63	1.73	34.7	33.2	31.1	70.7	68.8	65.8
70	8.36	65.9	1.53	1.27	1.75	43.1	36.1	43.6	63.5	55.4	64.6
75	15.8	135	1.74	1.28	1.96	91.5	75.4	96.7	66.1	56.5	69.8
80	18.5	146	1.18	0.85	1.62	73.9	46.0	94.1	49.0	31.9	59.5
85	19.4	165	1.21	0.89	1.55	81.4	54.1	95.3	47.6	30.7	56.6
90	18.0	160	1.17	0.85	1.57	70.0	38.4	87.6	43.7	22.8	52.0
95	17.5	147	1.13	0.83	1.49	65.4	46.4	72.4	43.7	31.3	48.7
95/60	4.06	4.90	0.59	0.47	0.70	2.96	2.09	3.26	0.64	0.45	0.73

(1) 『米生産費調査』各年版により作成。

(2) 1975年までは家族労働費を農業臨時雇賃金で評価しているが、76年以降は農村雇用賃金で評価している。

(3) 95年0.3ha未満層は0.5ha未満層を示す。「販売農家」は、85年までは玄米60kg以上販売農家、86年以降は玄米600kg以上販売農家。この他にもさまざまな改訂が行われているので単純には比較できない。

価引き上げにより補填されたことを示している。

しかし米価引き上げが抑制された80→95年には、60kg当たり米価は17.5~19.5千円、主産物価額は146~165千円、第1次生産費は123~137千円と、いずれも狭いレンジで推移している。特に主産物価額/第1次生産費は1.1~1.2と1に接近したことは、慢性的過剰段階では生産費を度外視した高米価を維持できなくなったことを示している。無論、この時期にも中型機械体系の普及という形で

機械化が進んだが、米価引き上げの抑制に対応して生産費の増大も抑制されたことは注目に値する。とはいえ、機械化の進展に伴い外部に支払う物財費が膨張し自分に支払う家族労働費は相対的に減少したので、農業所得率は75年66%→90年44%と大幅に低下し、稲作所得も75年91.5千円→90年65.4千円に減少している。

製造業では、労働生産性の上昇率が著しく高いが、賃金を労働生産性上昇率の範囲内で上昇させても、賃金コストを上げることなく

資本蓄積を進めることができる。高度成長下の1960→70年には製造業の労働生産性は2.7倍、賃金は3.1倍に上昇し、安定成長下の75→87年には労働生産性は2.0倍、賃金は1.8倍に上昇している。したがって長期的には労働生産性と賃金は概ね同じテンポで上昇する傾向があるといってよからう⁽⁹⁾。

農業所得=経営規模×単収×価格×農業所得率、と考えられるが、勤労者世帯所得が労働生産性上昇率とほぼ同率で増加する限り、稻作専業農家が勤労者世帯との所得格差を一定に保つには、価格を一定とすれば、他の3項の積が製造業の労働生産性上昇率と同率で増加しなければならないことになる。しかしこれが不可能なことは自明であろう。

それゆえ米価を一定とすれば、稻作所得は激減し農工間所得格差はますます拡大する。このため生産費と所得を補償する食管米価の算定においても需給より勤労者との所得格差の是正を重視して、75年頃までは米価を生産費よりかなり高位に設定し、しかも賃金の上昇と生産費の増大に追隨して年々引き上げざるをえなかつたのである。

(5) 稲作農家の全面的Ⅱ兼農家化と中核農家の「稻作離れ」

農業生産力が発展すればするほど、所得面では農業の人口扶養力はますます低下するという法則性を反映して、水稻単作農家においても稻作所得の家計費充足率は著しく低下している。そして水稻単作に固執する限り、稻作主産地の上層農家までが農外就業に傾斜せざるをえなくなり、全面的にⅡ兼農家化しつつある。他方、基幹男子が農業に専従している中核農家は稻作以外のいづれかの部門に特化しなければ存続し難くなっている。このため中核農家は非稻作、Ⅱ兼農家は稻作という生産分担が確立しつつある。

第4表に水稻単作農家の稻作所得を試算して示したが、稻作所得の家計費充足率は著しく低下した反面、農外就業に決定的に傾斜しつつあることを確認できるであろう。

1978年には1~1.5ha層の稻作所得で2.2人分、1.5~2ha層では3.3人分の家計費を賄えたが、97年には作付規模が約2倍の2.5~3ha層、3~5ha層でさえ稻作所得で各2.3人分、2.6人分の家計費しか充足できな

第4表 都府県水稻單一經營における稻作所得の家計費充足度の変化

(単位:万円、倍、%、百時間)

水稻作付規模(ha)	年	平均	0.5未満	0.5~1	1~1.5	1.5~2	2~2.5	2.5~3	3~5	5以上
推定	78	77	23	56	104	168	231	278	386	649
稻作所得	97	75	7.2	40	88	144	185	259	351	574
農外所得	78	344	377	363	329	274	231	162	155	73
	97	663	646	687	671	695	636	588	487	359
稻作所得	78	1.63	0.47	1.05	2.17	3.29	4.35	4.87	6.06	
1人当家計費	97	0.53	0.05	0.26	0.69	1.03	1.43	2.27	2.61	5.39
稻作所得の家計費充足率	78	33	10	22	42	59	73	80	89	
	97	13	1.3	6.6	15	22	30	44	54	91
農外所得の家計費充足率	78	71	94	85	57	41	33	21	16	
	97	112	118	114	116	107	103	100	75	57
自家農業家族投下労働時間	78	22.1	12.7	18.2	27.7	33.3	39.6	42.3	44.0	
	97	8.8	5.8	7.0	9.0	11.4	14.9	17.1	20.7	32.9

注(1) 『農家の形態別にみた農家経済』各年版により作成。

(2) 推定稻作所得は農業所得×稻作粗収益÷農業粗収益により算出。

くなっている。

他方、78年には1.5～2ha層でも自家農業に3,330時間の家族労働を投下したが、97年には作付規模が3倍以上の5ha以上層でさえ3,290時間しか投下していない。この19年間に自家農業投下時間は1.5～2ha層では65%，2.5～3ha層では60%も減少している。換言すれば同じ投下労働時間で20年前の2.5～3倍の面積の稻作を維持しうるようになったのである。

97年には3ha以下の6階層の農外所得は700～600万円、農外所得の家計費充足率は118～100%の間でほぼ平準化している。これは、3ha程度の稻作は恒常的農外就業の妨げにはならないことを示している。3～5ha層も農外所得487万円で家計費の75%を賄えるほど農外就業に傾斜しており、5ha以上層でさえ農外所得359万円で家計費の57%を賄えるほど農外就業に依存している

(稻作所得574万円の家計費充足率は90%)。省力化の進展により技術的にも5ha以上層の農外就業への傾斜を可能にしており、経済的・技術的要因により5haの水稻単作

農家がII兼化しつつある。

第5表に、基幹男子が農業に専従している中核農家と農業専従者がいないII兼農家の経営概況を対比したが、II兼農家の稻作特化と中核農家の「稻作離れ」を確認できるであろう。

農業専従者のいないII兼農家は稻作依存度75%で稻作に特化し、大多数が水稻単作農家である。都府県の5ha以上の稻作農家の稻作面積シェアは6.1%にすぎず(後掲第13表の注(3)参照)、5ha未満の稻作農家はなお94%のシェアを維持している。5ha未満の各層は既に圧倒的多数がII兼農家化しているので、II兼農家が稻作の支配的シェアを制していることは疑いないのであろう⁽¹⁰⁾。また農業専従者のいないI兼農家は稻作依存度72%で稻作粗収益は専業の中核農家の2倍に達しており、I兼農家は稻作の中核的扱い手となっている。

専業の中核農家の経営耕地面積はII兼農家の2.5倍にすぎないが、農業資本は6.1倍、10a当たり農業投下労働時間は7.3倍、農業粗収益は8.4倍で、狭い土地に多くの資本と労

第5表 中核農家と農業専従者がいない農家の経営概況の対比(都府県・1994年)

農家区分	単位	16～59歳男子農業専従者がいる(中核農家)				農業専従者(年間150日以上農業就業者)がない			
		専業		第1種兼業		第1種兼業		第2種兼業	
		ha	2.70	2.5	3.18	3.0	2.10	2.0	1.06
経営耕地面積	ha	2.70	2.5	3.18	3.0	2.10	2.0	1.06	1
水稻作付面積	ha	1.00	1.4	1.36	1.9	1.71	2.4	0.71	1
農業投下労働時間	時間	5,965	7.3	5,446	6.6	1,468	1.8	821	1
農業資本	千円	15,555	6.1	12,387	4.8	3,899	1.5	2,588	1
10a当たり農業純生産	千円	229.8	4.0	214.2	3.7	132.8	2.3	58.1	1
農業粗収益	千円	13,498	8.4	12,973	8.0	4,531	2.8	1,612	1
稻作粗収益	千円	1,711	1.4	2,761	2.3	3,260	2.7	1,209	1
稻作依存度	%	12.7	0.2	21.3	0.3	71.9	1.0	75.0	1
非稻作粗収益	千円	11,787	29.2	10,212	25.3	1,271	3.2	403	1
農業所得	千円	5,603	9.9	6,168	10.9	2,589	4.6	567	1
可処分所得	千円	6,526	0.8	9,022	1.1	5,714	0.7	8,533	1
1人当たり家計費	千円	1,013	0.7	1,208	0.8	1,302	0.9	1,432	1

注:『農家の形態別にみた農家経済』平成6年版により作成。

働を投下している。専業の中核農家の非稻作粗収益はⅡ兼農家の29倍に達している反面、稻作粗収益は1.4倍、稻作依存度は12.7%にすぎず、「稻作離れ」が決定的に進んでいる。ちなみに「稻作離れ」とは、水稻单一經營が例えば養豚を強化して水稻準單一→稻作複合→養豚複合→養豚準單一→養豚單一という形で稻作依存度をますます低下させつつ、特定の非稻作部門に特化する過程を意味している。

中核農家の「稻作離れ」は転作の強化により著しく促進された。転作が強化されれば自ずから「稻作離れ」が進むが、Ⅱ兼農家が中核農家に代理転作を依頼して転作補助金を取得する代わりに、中核農家は地代負担なしに非稻作部門を拡大する傾向があった。また転作促進のため麦、大豆その他の作物の価格が引き上げられたので、非稻作中核農家の収益性が改善され規模拡大が促進された。膨大なⅡ兼農家は稻作に特化して畑作の意欲が乏しいので、稻作以外の各部門に特化した中核農家が畑を借りて規模拡大することが容易になつた。さらにいえば、米価は農産物価格体系の座標軸をなしており、米価が需給均衡価格より高位に支持されたおかげで、麦、大豆、生乳その他の農畜産物も大多数の中核農家が存続可能な水準で価格が形成されたので、稻作以外に活路を求める中核農家も、食管・転作制度により間接的に大きな利益を享受したのである。

中核農家が広範に存在している地域では、生産の組織化と農地の流動化が進み、耕種・畜産を問わず農業生産が拡大する傾向がある。農業が発展する可能性がある地域では中核農家が存続して地域農業の維持・発展に寄与した、というべきであるが、中核農家が姿を消してしまうと生産の組織化が困難になり農業受委託も農地流動化も進まず、過剰投資の負担に耐えきれない零細農家の離農が多発し農業は衰退するのが通例である。このような

意味で、中核農家が存在するか否かが地域農業の消長と深く関わっているのである。

中核農家は70~80年代に、自立經營に代わる中核的担い手として期待され、中核農家への農地の集積は農用地利用増進事業等に支えられて着実に進んだ。都府県の中核農家の借入地面積は75年9.8万ha→90年17.1万haに増加し、借入地シェアは52%と既に過半を制している。だが、集積が進んだのは借入地ばかりである。肝心の中核農家自体が兼業化と高年齢化の渦中で75年117万戸→90年57.3万戸と15年間に50万戸、49%も減少しているので、借入地の集積とは裏腹に中核農家の經營耕地は169万ha→110万haと59万ha、35%も減少し、經營耕地シェアも44%→33%に低下している⁽¹¹⁾。

このような現実に直面して、90年代になると農業の中核的担い手として中核農家のみに期待することは非現実的になり、中核農家に代わる「認定農業者」をはじめ集落営農、サービス事業体、第3セクター、農業法人等、多様な担い手の育成確保に注力している。

注(1) 過剰段階においても政府は全量管理責任を負っていることに変わりはないが、食糧難時代とは異なって全量を直接管理していないので、直接管理している政府米と区別する意味で、間接全量管理・直接部分管理とした。

なお食管制度の「変質」をめぐる諸問題については、佐伯〔16〕を参照。同書「序章」(1~12ページ)では、1970年前後における生産・流通両面の制度的变化を極めて的確に把握しつつ、食管制度は、市場原理を全面的に排除し統制原理によって一元化した直接統制から、統制原理に市場原理をある程度加えたある種の間接統制に移行し、かつての食管制度とは似て非なるものに変貌している、としている。しかし間接統制は通常、価格安定帯制度を含意しており、価格形成を市場メカニズムに委ねて乱高下防止の

ために政府が市場に介入する仕組みであり、市場原理により価格が形成される限り所得移転は原則として行われない。しかるに「似て非なるものに変貌し」た後の食管制度はまさに所得移転を行うために生産調整を行っている。食管制度と間接統制は本質を異にする制度として峻別すべきであり、70年前後にある種の間接統制に移行したというのはミスリーディングである。間接統制ではなく「部分統制」というべきであるが、全面統制に食管制度の本質があるわけではない。

「部分統制」移行後も最も本質的な所得移転機能が堅持されているので、本質を異なる別の制度に変わったかのようにいうのもミスリーディングである。

- (2) 須永〔7〕155ページ。
- (3) 『耕地統計』各年版による。
- (4) 『作物統計』各年版による。
- (5) 『作物統計』各年版及び農林水産省農蚕園芸局資料による。
- (6) 『作物統計』各年版による。
- (7) 『米及び麦類の生産費』平成9年産版による。
- (8) 須永〔1〕,〔4〕,〔6〕等を参照。
- (9) 『労働白書』各年版により算出。
- (10) 須永〔1〕の試算によれば、都府県のII兼農家は既に1978年に稲作の51.3%のシェアを占めている（須永〔1〕の45ページ）。
- (11) 『農業センサス』により算出。なお1980年代の中核農家の実態については、須永〔5〕参照。

2. 食管・転作制度下の稲作の構造変化と食管・転作制度の存在意義

(1) 「劣等地」の稲作離脱と「優等地」の稲作拡大の抑制

養鶏農家は1970→95年の25年間に97%減少し平均飼養羽数は実に693倍に拡大している。養豚農家は96%減少し平均飼養頭数は32.0倍に増大している。肉用牛及び乳牛飼養農家は各82%, 78%減少し平均飼養頭

数は各7.5倍, 5.4倍に増大している。また北海道農家の平均經營耕地面積は70年→95年の25年間に2.27倍に拡大している。ところが都府県の農家戸数は25年間に187万戸、36%減少したが、平均經營規模は70年80a→95年92aで僅か12aしか拡大していない。稻作農家も食管・転作制度下の25年間に230万戸、50%減少したにも拘らず、平均収穫面積は70年58.0a→95年79.9aで22aしか拡大していない。稻作離脱の進展にも拘らず稻作拡大は遅々として進まなかつたのである⁽¹⁾。

第6表に、北海道（4つの地方に区分）及び青森、福井、山梨、徳島の4県を対象に水稻単収と稻作面積減少の相関を示した。

北海道の4地方及び4県を通じて例外なく、単収が最も低いⅢ地域は69→79年、79→86年とも稻作面積減少率がI, II地域より格段に高い。特に北海道の「根室・網走・宗谷3支庁」のⅢ地域と「十勝・日高・釧路3支庁」のⅢ地域はこの間に稻作面積が各96%減、95%減と壊滅的に減少している。北海道の他の2地方や青森など4県のⅢ地域でも64~39%の大幅減少を示している。これは、米の慢性的過剰に直面して、稻作の「限界地」や「劣等地」に高率の転作割当が行われたが、農家が高率の転作に応じただけでなく、自発的な稻作縮小・離脱も激しく進んだことを裏書きしている。

しかし4地方及び4県を通じて、単収が最も高いI地域の稻作面積減少率は必ずしも最も低いとはいえない。その主要因として以下の2点を指摘できるであろう。①I地域は平坦地に集中しているが、平坦地には都市も集中しているので、都市化に伴う農地転用の多発により自発的な稻作離脱が進んだ（第6表注(2)参照）。②転作割当を100%達成するには農家段階に近づくほど、経済法則にかなつた「差別の論理」ではなく、人情にかなつた「公平の原則」を優先してより均一的な割当

第6表 水稲作付面積の減少率と水稲単収の関連

(単位: %)

1969年の市 町村別 10 a 当水稻収量 に基づいた 地域区分	青森県			福井県			山梨県			徳島県		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
	550kg 以上	430 ~529	429 以下	480 以上	410 ~479	409 以下	400 以上	350 ~399	349 以下	400 以上	300 ~399	300 以下
1969~79年	17.0	8.9	31.6	16.7	8.1	56.5	23.1	35.1	54.9	32.2	26.7	46.9
1979~86年	3.0	3.2	10.4	8.4	7.9	5.0	8.2	16.8	20.7	6.8	10.3	18.1
1969~86年	19.5	11.9	38.7	23.7	15.3	58.7	29.4	46.0	64.2	36.8	34.3	56.5

1969年の市 町村別 10 a 当水稻収量 に基づいた 地域区分	石狩・空知・上川 ・留萌の4支庁			後志・桧山・渡島 ・胆振の4支庁			十勝・日高・釧路 の3支庁			根室・網走・宗谷 の3支庁		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
	370 以上	310 ~369	309 以下	370 以上	310 ~369	309 以下	400 以上	350 ~399	349 以下	350 以上	290 ~349	289 以下
1969~79年	29.4	30.2	52.9	24.4	27.6	53.2	25.3	58.4	92.1	45.1	64.3	93.1
1979~86年	6.0	9.6	8.9	8.9	7.2	16.1	6.2	39.1	39.4	11.1	34.5	35.3
1969~86年	33.7	36.9	56.7	31.1	32.8	60.8	29.9	74.7	95.2	51.2	76.6	95.5

(注)1) 『水陸稻市町村別収穫量』各年版により作成。

(2) I 地域の減少率が II 地域より高いのは、I 地域で集中的に進んでいる都市化の影響が大きい。

青森県及び福井県の『農林水産統計年報』により、I 地域のうち、1969~86 年に水田面積が大幅に減少した市町村名を以下に示す。青森 I - 青森市 22.9%, 弘前市 22.0%, 八戸市 21.9%, 黒石市 18.7%, 岩木町 19.7%, 南部町 23.4%。福井 I - 福井市・足羽町 21.6%, 鮎江市 19.1%, 三国町 21.1%。

(3) 須永芳頼「『農家経済調査』等からみた稲作農家の動向」(『農業総合研究』第 35 卷第 3 号、1981 年) 55 ページにより、1969~79 年の 10 a 当り収量の変化を示せば以下のとおりである。

十勝・日高・釧路の 3 支庁 381kg→473kg, I 地域 418kg→492kg, II 地域 356kg→433kg, III 地域 277kg→406kg。根室・網走・宗谷の 3 支庁 336kg→436kg, I 359kg→443kg, II 312kg→336kg, III 218kg→331kg。山梨 380kg→440kg, I 424kg→482kg, II 390kg→421kg, III 325kg→411kg。

をせざるをえない。実際、都道府県段階では転作割当率が例えば 15~50% の範囲でも許容されるが、市町村段階では 25~40%, 地域差の乏しい県では 27~35% の範囲内でなければ許容されず、集落段階では一律 30% でなければ容れられない、というのが実態である。

第 6 表注(3)により、北海道の 2 地方及び山梨県の 10 a 当り収量の変化をみると、「十勝・日高・釧路 3 支庁」69 年 381kg→79 年

473kg, III 地域 277kg→406kg, 「根室・網走・宗谷 3 支庁」336kg→436kg, III 地域 218kg→331kg, 山梨 380kg→440kg, III 地域 325kg→411kg, と劇的に増大しているが、III 地域の収量増が際だっている。これは、特に単収が低い水田が集中的に稲作から脱落し、単収が相対的に高い水田だけが残存したことを見している。

第 7 表は、高単収・低減少率地域と低単収・高減少率地域における、稲作農家の減少

第7表 稲作農家減少率と水稻作付面積減少率

(単位: kg, %)

		水稻平年収量			稻作農家減少率			水稻作付面積減少率			作付面積減少率 稻作農家減少率		
時期		1969	1997	增加率 →77	1969	1977	1987 →98	1969	1977	1987 →98	1969	1977	1987 →98
高 単 収 ・ 低 減 少 率	青森	495	576	16.4	14.3	18.3	26.9	5.7	19.2	15.0	0.40	1.05	0.56
	岩手	445	512	15.1	5.2	11.6	18.0	5.4	18.9	15.6	1.04	1.63	0.87
	宮城	455	508	11.6	6.5	8.5	20.6	6.4	15.4	15.0	0.99	1.81	0.73
	秋田	496	570	16.3	6.4	12.5	20.4	+1.2	14.5	9.9	—	1.16	0.49
	山形	524	579	10.5	10.4	19.3	28.8	5.7	15.3	14.9	0.55	0.79	0.52
	福島	460	512	11.3	9.7	13.9	18.9	4.9	17.0	9.6	0.51	1.22	0.51
	新潟	467	530	7.1	8.8	17.0	23.7	8.8	16.8	15.1	1.00	0.99	0.64
	福井	459	506	10.2	12.4	13.0	17.6	11.7	18.9	12.5	0.94	1.22	0.71
	全国	425	504	18.6	17.6	16.5	26.5	14.2	22.0	15.5	0.81	1.33	0.59
	東京	291	367	26.1	69.7	44.2	65.4	68.3	45.0	49.8	0.98	1.02	0.76
低 単 収 ・ 高 減 少 率	神奈川	334	444	32.9	47.7	24.4	40.2	43.1	28.7	27.6	0.90	1.18	0.69
	山梨	422	505	19.7	28.0	20.5	35.9	28.2	30.7	23.2	1.01	1.50	0.65
	静岡	367	486	32.4	26.9	20.2	34.0	29.0	31.9	17.9	1.08	1.58	0.52
	愛知	364	478	31.3	21.7	16.7	33.4	23.4	28.2	22.6	1.08	1.69	0.68
	大阪	335	442	26.3	35.6	16.8	33.9	38.8	29.5	24.1	1.09	1.76	0.71
	奈良	407	472	15.5	22.5	14.5	20.9	23.4	28.4	23.0	1.04	1.96	1.10
	和歌山	372	461	23.9	24.6	21.0	28.8	27.4	27.9	21.5	1.11	1.33	0.75
	高知	316	425	34.5	28.4	17.3	22.2	32.0	24.2	25.3	1.13	1.40	1.14
	鹿児島	351	455	29.6	29.6	23.8	33.9	27.1	25.3	19.5	0.81	1.06	0.58

注(1) 食糧庁『米穀の作付規模別生産者数及び世帯員数』及び『作物統計』各年版により作成。

(2) 水稻作付面積減少率が低位 10 位以内で水稻平年収量が全国平均以上の 8 県、作付面積減少率が高位 10 位以内で平年収量が平均以下の 10 都府県を表示した。

と稻作面積の減少の関連を示している。

稻作面積減少率が低位 10 位以内の 10 県のうち、表示した東北の 6 県と北陸の新潟、福井は水稻平年収量が全国平均を上回っており、低減少率地域は高単収地域である。他方、稻作面積減少率が高位 10 位以内の 10 都府県は 3 大都市圏と太平洋沿岸に分布しているが、例外なく水稻平年収量が全国平均を下回っており、高減少率地域は低単収地域である。

高単収・低減少率地域では、69→77 年には稻作面積減少率／稻作農家減少率が 0.5~1.0 の間にあり稻作拡大の余地有多少ともあったが、転作が著しく強化された 77→87

年には、稻作面積減少率／稻作農家減少率は概ね 1 を大きく上回っており、稻作拡大の余地がなくなったことを示している。低単収・高減少率地域では、69 年→77 年の稻作面積減少率／稻作農家減少率は 1 前後、77→87 年は 1.2~1.8 で、特に 77 年以降、農家が稻作離脱する以上に農地が稻作離脱したこと示している。これでは稻作拡大が進むはずがないであろう。

ところが 87→98 年には、両地域とも稻作農家減少率は前期よりかなり増大したもの、稻作面積減少率は前期並みにとどまり、稻作面積減少率／稻作農家減少率は 0.5~0.8 程

度に低下し、稲作拡大の可能性が生じたことを示している。

低単収・高減少率地域の平年収量の伸びは高単収・低減少率地域をはるかに上回っており、第6表で確認したように、低単収地域の各県のなかでも特に単収が低い地域の水田が集中的に稲作から脱落し、単収が相対的に高い地域の水田は残存したことを裏付けている。

第8表は、第7表の高単収・低減少率地域と低単収・高減少率地域における稲作減少面積と水田減少面積及び転作割当増加面積の関連を示している。

高単収・低減少率地域の8県では、69→87年の水稻作付面積減少率が低単収・高減少率地域の10都府県よりはるかに低いが、水田面積の減少率はさらに低く、水田減少面積／稲作減少面積は概ね0.3~0.6にとどまっている。他方、転作等割当面積比率は低単収・高減少率地域よりかなり低いが、69→87年の転作等割当増加面積／稲作減少面積は1を上回るか1の近傍にある。これは、高単収・低減少率地域では、転作割当率が低いにも拘らず、転作による非自発的な稲作縮小が稲作面積減少の主要因であることを示している。

第8表 水稻作付減少面積、水田減少面積、転作等割当増加面積の相互関連

(単位: %)

		水稻作付面積減少率		水田面積減少率		転作割当面積比率	水田減少面積		転作等割当増加面積		水稻収穫量シェア	
時期		69→87	87→91	69→87	87→91		69→87	87→91	69→87	87→91	69	91
高単収率	青森	23.9	2.3	6.5	1.2	29.6	0.28	0.69	1.18	1.11	3.45	3.50
	岩手	23.2	2.1	3.7	1.2	25.1	0.08	0.75	1.07	1.05	3.33	3.55
	宮城	20.8	2.3	9.5	1.6	19.1	0.48	0.83	0.81	0.91	4.36	4.78
	秋田	13.5	0.6	+5.1	1.0	26.2	+0.40	2.17	1.70	9.76	4.56	5.82
	山形	20.1	1.5	7.1	1.8	19.8	0.38	1.46	0.91	1.32	4.14	4.83
	福島	21.0	1.7	5.3	1.9	23.4	0.27	1.47	1.08	1.23	3.90	4.51
	新潟	24.1	3.1	13.8	3.5	19.3	0.63	1.41	0.69	0.67	6.28	7.19
	福井	30.5	3.2	15.9	3.0	20.8	0.56	1.18	0.58	0.53	1.61	1.66
	全国	33.1	4.2	15.3	2.9	29.2	0.51	0.94	0.75	0.59	100	100
低単収率	東京	82.6	18.2	77.7	17.3	82.6	1.07	1.38	0.20	0.27	0.06	0.02
	神奈川	59.4	10.9	49.3	10.9	48.5	0.89	1.33	0.38	0.33	0.31	0.18
	山梨	49.6	7.0	33.5	5.4	39.2	0.77	1.15	0.55	0.40	0.41	0.36
	静岡	51.6	6.4	38.6	5.9	38.5	0.80	1.27	0.46	0.43	1.36	1.08
	愛知	45.0	8.9	30.9	5.8	32.9	0.74	0.87	0.48	0.32	2.14	1.91
	大阪	56.8	11.4	44.4	7.2	38.8	0.91	0.95	0.40	0.18	0.51	0.37
	奈良	44.4	10.8	27.7	4.4	36.3	0.71	0.60	0.63	0.25	0.71	0.60
	和歌山	47.6	11.4	36.4	5.9	33.6	0.86	0.71	0.46	0.17	0.60	0.46
	高知	48.5	6.5	22.7	3.6	41.9	0.47	0.83	0.66	0.31	0.96	0.74
	鹿児島	45.5	6.0	25.8	2.9	37.2	0.57	0.67	0.57	0.48	1.66	1.46

注(1) 『作物統計』、食糧庁『米穀の作付規模別生産者数及び世帯員数』各年版、農蚕園芸局資料により作成。

(2) 第7表と同じ。

他方、低単収・高減少率地域の10都府県では、69→87年に稻作面積は44~83%減と高単収・低減少率地域の2倍以上の激減を示しているが、水田面積も23~78%減と高単収地域の数倍の激減を記録し、水田減少面積／稻作減少面積は概ね0.7~1.1の高率を示している。他方、転作等割当面積比率は高単収地域よりはるかに高いにも拘らず、69→87年の転作等割当增加面積／稻作減少面積は0.2~0.6にとどまっている。これは、低単収・高減少率地域では、転作等割当率が高いにも拘らず転作は稻作面積激減の副次的要因にすぎず、水田の非農地化という自発的な稻作縮小・離脱が稻作後退の主要因であることを示している。

このように、「劣等地」では農家の稻作離脱は極めて高い確率で水田の非農地化を伴うので、稻作拡大に全く結びつかずに稻作の衰

退を招くのみであった。

低単収・高減少率地域の水稻収穫量シェアは69→91年に8.7%→7.2%に低下し、高単収・低減少率地域のシェアは31.6%→35.8%に増大しているが、22年間にしては僅かな増減にとどまっている。低単収地域の稻作後退は、米過剰・農地過剰の緩和に多少とも寄与しただけで、稻作主産地における稻作面積の拡大を許容する余地はなかったのである。

第9表に転作等目標面積割当率が高位の地域と低位の地域を対比したが、80年代に高単収・良質米地域により大きな転作等追加割当が行われ、「優等地」の稻作拡大が抑制されたことを確認できるであろう。

転作等割当率が低位の10県は、東北の4県（青森、岩手を除く）、北陸の4県と滋賀、島根であり、日本海側の水稻単作地帯に集中

第9表 転作等目標面積割当率と水稻平年单収、I、II類米比率の関連性

(単位: %, kg)

時期	転作等目標面積割当率			目標面積増加率	水稻平年单収	I類米比率	転作等目標面積割当率			目標面積増加率	水稻平年单収	I類米比率	
	84→	87→	90→				84→	87→	90→				
	86	89	92				80→	87	90				
宮城	11.5	17.3	19.3	96.3	503	99.0	北海道	44.1	48.0	49.8	18.6	490	1.2
新潟	12.2	17.9	20.1	97.1	521	79.5	東京	39.0	48.2	53.9	24.4	355	0
山形	12.8	18.6	20.6	94.5	578	88.7	高知	31.6	37.8	39.4	30.9	390	55.4
福井	13.1	19.5	21.7	95.8	495	99.5	神奈川	28.7	36.2	39.5	41.0	410	0
滋賀	13.9	20.3	22.4	88.8	486	96.3	山梨	28.7	34.9	37.5	32.8	461	0
石川	14.0	20.4	22.9	86.1	492	85.7	宮崎	27.5	33.9	37.2	40.0	433	54.1
秋田	14.4	20.8	22.1	92.4	581	50.3	大阪	27.3	34.3	37.6	35.6	415	0
島根	14.9	21.8	24.7	81.0	462	94.2	奈良	26.1	32.9	36.5	37.1	440	24.8
福島	15.6	22.2	24.2	72.4	505	47.7	静岡	25.9	32.5	35.6	40.7	449	25.4
富山	15.7	22.0	24.5	72.4	502	92.3	鹿児島	25.2	31.9	35.1	44.0	430	50.4
全国	20.3	27.1	29.5	55.6	487	57.9							

注(1) 農蚕園芸局資料、食糧庁資料、『作物統計』により作成。

(2) 1984~86年は水田利用再編対策第3期、87~89年は水田農業確立対策前期、90~92年は同後期。

(3) 90~92年の転作等目標面積割当率は、目標面積÷(90年水稻作付面積+転作等実施面積-他用途米生産面積)により算出した。

している。第7表の高単収・低減少率地域の8県中6県が含まれる。平年単収は秋田581kg、山形578kgを筆頭にほぼ全県が全国平均を上回る高単収地域であり、I・II類米比率は福井、宮城の99%を筆頭に滋賀、島根、富山は96~92%、山形、石川、新潟は89~80%に達しており、良質米地域である。

転作等割当率が高位の10都道府県は、北海道、東京、神奈川、山梨、静岡、大阪、奈良、高知、宮崎、鹿児島であり、太平洋側に帶状に分布している。第7表の低単収・高減少率地域の10都府県中8都府県が含まれ、単収が低いうえ品質にも恵まれない点で共通している。平年単収は東京355kg、高知390kgをはじめほぼ全県が全国平均を大きく下回っており、I・II類米比率は東京、神奈川、山梨、大阪はゼロ、北海道は1.2%、奈

良、静岡は25%にすぎない。このように「劣等地」で転作割当率が高いことは経済法則にかなっている。

しかし80→90年の転作等目標面積は北海道、東京の各19%増、24%増に対して新潟、宮城は各97%増、96%増と、ほぼ倍増したため、転作等割当率は、84~86年の宮城12%、新潟12%：北海道44%、東京39%から90~91年には宮城19%、新潟20%：東京54%、北海道50%と、大幅に縮小している。食管・転作制度は、米価を高位に支持して「劣等地」の農家にもある程度の稻作所得を確保させただけでなく、特に80年代には「優等地」ほど大幅な追加割当をすることによって「劣等地」の稻作の生産枠を確保させるという形で、「劣等地」の稻作を温存した。「差別の論理」より「公平の原則」を重視し

第10表 経営規模を拡大、縮小、または離農した農家の割合

(単位：%)

時期	経営規模	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1	1~1.5	1.5~2	2~2.5	2.5~3	3~5	5以上	3~5	5以上
都	80 拡大	10.1	13.3	17.3	23.4	27.8	31.9	34.5	38.3	37.7	9.1	19.3
	↓ 縮小	5.4	20.9	32.4	38.2	39.7	40.0	40.1	41.4	48.0	11.4	26.3
	85 離農	23.0	9.4	4.7	2.1	1.7	1.2	1.3	1.5	2.7	1.5	2.7
府	85 拡大	--	13.4	17.5	23.7	27.3	31.9	34.4	39.1	41.5	11.2	19.2
	↓ 縮小	--	20.4	33.0	39.6	41.7	41.7	42.2	42.1	46.2	12.2	27.7
	90 離農	--	12.9	6.4	3.2	2.1	1.7	1.7	1.7	3.0	1.7	3.0
県	90 拡大	30.6		31.2	33.0	35.0	37.7	40.3	43.8	48.4	12.3	26.0
	↓ 縮小	45.7		53.2	55.6	55.1	53.3	52.0	49.5	45.7	13.2	21.0
	95 離農	12.2		6.5	3.6	2.5	2.0	1.6	1.5	1.7	1.5	1.7
時期	経営規模	0.5ha未満	0.5~1	1~2	2~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10~15	15~20	20~30	30以上
北	85 拡大	11.0		18.1		28.1	41.7	44.1	52.7	56.5	60.3	57.1
	↓ 縮小	25.4		34.8		26.9	25.3	25.5	25.7	25.8	22.7	28.3
	90 離農	29.0		20.7		12.6	8.4	8.2	4.9	6.4	4.2	4.5
海	90 拡大	16.6		21.2		26.5	36.5	43.8	47.7	51.2	55.0	52.9
	↓ 縮小	32.5		39.1		38.7	35.5	31.9	30.9	28.6	25.7	26.3
	95 離農	29.4		22.6		16.1	10.2	7.7	6.8	6.9	6.4	5.9

注(1) 『農業センサス 農業構造動態統計』により作成。

(2) 経営規模が0.1ha以上(都府県の欄の右端の2階層は1ha以上)拡大または縮小した農家の割合を示す。

(3) 1985年以降農家の定義が変わっているので厳密には85年以前と比較できない。

て「優等地」により大きな追加割当をしなければ、転作制度を維持し難くなっていたのである。

(2) 「分解基軸」なき稻作農家の階層分化

農家の階層変動において、一定規模以上の農家群は一般的に規模拡大を志向し、それに満たぬ農家群は一般的に規模縮小・離農傾向を示すという、正反対の動向を画する分岐軸を「分解基軸」とよべば、構造改善が進んでいる北海道の農家階層変動には「分解基軸」がまがりなりにも認められるが、構造改善が遅々として進まなかつた都府県では「分解基軸」は存在しない⁽²⁾。

第10表に都府県と北海道の経営規模拡大農家と縮小農家の割合を示した。

北海道では1985→90年、90→95年を通じて、下層では規模縮小・離農の割合が規模拡大を上回っているが、中・上層では逆に規模拡大の割合の方が大きいという反対の傾向を示しているので、北海道の農家階層変動にはまがりなりにも「分解基軸」が認められる。

他方、都府県では80→85年、85→90年を通じて9階層ともほとんど例外なく、規模縮小・離脱の割合が規模拡大を上回っている。上層ほど拡大農家率が高いが縮小・離脱農家率はさらに高く、北海道とは鋭い対照をなしている。90→95年には、都府県で全階層的に拡大傾向が強まっているが、それでもほぼ全階層的に規模縮小・離農傾向の方が優勢であるから、90年代に至っても「分解基軸」は認められない。

第11表 都府県水稻収穫農家の収穫規模別階層変動（5年間の遷移確率）

(単位：%)

時期	水稻収穫規模	0.1～ 0.3ha	0.3 ～.5	0.5 ～1	1～ 1.5	1.5 ～2	2～ 2.5	3～ 5	5～
75 ↓ 80	上の階層へ	9.3	9.7	6.3	8.9	11.6	7.5	3.8	—
	同じ階層	68.5	58.0	67.7	58.8	52.7	62.1	65.2	69.0
	下の階層へ	5.0	25.3	22.5	30.4	34.2	29.0	30.4	30.1
	収穫なし・離農	17.2	7.0	3.5	1.9	1.4	1.3	0.6	0.9
80 ↓ 85	上の階層へ	9.8	11.5	11.5	10.6	13.1	8.4	4.9	—
	同じ階層	68.0	58.3	58.3	59.6	53.6	64.0	64.2	68.5
	下の階層へ	4.7	22.4	20.1	27.4	31.6	26.1	30.3	29.1
	収穫なし・離農	17.6	7.8	4.3	2.4	1.6	1.5	0.6	2.4
85 ↓ 90	上の階層へ	13.5	9.9	6.1	9.6	13.5	10.7	7.7	—
	同じ階層	51.5	54.3	63.1	52.9	46.2	55.5	61.2	69.5
	収穫なし・離農	22.1	27.1	25.8	34.6	38.2	31.7	29.9	28.9
	下の階層へ	12.9	8.7	5.0	2.9	2.1	2.1	1.2	1.6
90 ↓ 95	上の階層へ	21.2	19.3	14.3	24.1	32.5	25.5	21.7	—
	同じ階層	44.3	52.6	64.1	54.2	46.1	57.4	63.5	84.8
	下の階層へ	20.4	17.9	15.0	17.1	17.8	14.3	12.7	12.6
	収穫なし・離農	12.1	8.5	5.2	3.5	2.6	1.9	1.2	1.5

注(1) 『農業センサス 構造動態統計』各年度版により作成。

(2) 数字は、各期首の収穫規模別農家のうち、5年後には上の階層に移行した農家の割合、5年後も同じ階層にとどまつた農家の割合……を示す。

(3) 1985年以降とそれ以前は、農家の定義が異なるので厳密な比較はできない。1985年以降は、「下の階層へ」に、自給農家に転化した農家を含む。また不明分を除いたので、合計しても100%にならない。

第11表は、都府県水稻収穫農家の階層変動を示している。

75→80年、80→85年、85→90年の3つの時期及び全階層を通じて、上位階層に移行した農家は10%前後にすぎないが、下位階層に移行した農家は概ね20~30%の間にあり、それに「収穫なし・離農」を加えれば30%前後となる。特に3~5ha層は、いずれの5年間にも30%も落層しているが、5ha以上上層に上昇したのは75→80年は3.8%で落層農家の1/8、85→90年でも7.7%で落層した農家の1/4にすぎない。3つの時期及び全階層を通じて縮小・離農傾向が拡大傾向よりはるかに強いことは明らかである。

90→95年には、全階層的に上層移行率が大幅に増大した反面、下層移行・離農率が低下し、1ha以上各層では上層移行率が上回っている。これは、なによりも凶作の影響で生産調整面積が89年816千ha→94年588千haに大幅緩和されたためであるが、稻作拡大傾向が強まったことも事実である。それでも、正反対の動向を画する「分解基軸」は形成されてはいない。

以上のように、80年代半ばまでは稻作の規模拡大は遅々として進まなかつたが、その要因を施設型畜産と対比しつつ指摘すれば、およそ以下のとおりである。

①飼料を外部に依存する施設型畜産では、狭い土地で多頭羽飼養が可能なので、資金さえ調達できれば容易に規模拡大できる。特に養鶏は輸入飼料穀物を原料とする加工業といつても過言ではなく、大規模化してコストを切り下げるほど有利である。また畜産では資金調達力だけでなく、糞尿処理、悪臭対策など公害防止にも多額の資金と高度な技術が必要である。このため、特に養鶏や養豚では資金調達力や管理技術に優れている会社、農事組合法人、農業団体、公共団体などの農業事業体が大きなシェアを占めている。

他方、土地利用型の稻作では、他の農家が

規模縮小・離農しなければ規模拡大できないという宿命を負っている。稻作拡大志向農家は生産条件の良い平地農業地域に集中しているが、そこでは零細兼業農家の収益性も比較的高く営農意欲も強いので離農はさほど進まなかつた。規模拡大が進まぬ「上層農家」は下層農家の農作業を受託して機械の償却負担を軽減しているが、それがしばしば下層農家の存続を助長して自らの規模拡大を阻害している。他方、中山間地域、離島、都市化地域では稻作離脱が激しく進んだが、農家の稻作離脱に伴って農地も稻作離脱てしまい、稻作衰退を招くのみであった。工場勤務等は1年中就業できるが、稻作は細切れの就業で投下労働時間が少ないので、年間所得は農外就業にとうてい太刀打ちできない。稻作離脱が激しく進む地域は他のどの地域よりも農地集積の可能性は大きいが、稻作収益性は他のどの地域よりも低いので、誰も稻作拡大を志向せず、農外就業に決定的に傾斜してしまうのである。

②畜産は1年中家畜のせわをしなければならないので、恒常的農外就業とは両立し難く畜産所得の不足を農外所得で補うのも困難である。そのうえ畜産公害への配慮や資金の節約のため地価の低い中山間地域に立地する傾向が強いが、そこでは農外就業機会が乏しいのでなおさらである。このため畜産では、生産費の階層間格差が階層分化の起動力として作用し、コスト競争に破れた中小農家は畜産から撤退せざるをえない。

他方、稻作では「上層農家」は経営規模が小さいうえに四方に分散した零細農地を耕作しているので機械を有効に利用できず、下層農家の稻作所得並みの地代を支払っても農外就業並みの借地稻作所得を実現できるほど、大きな生産性格差は形成されなかつた。しかも稻作は省力化が進み恒常的農外就業と両立可能なので、零細兼業農家は農外就業に決定的に傾斜して事実上の勤労者世帯に転化しつつある。

つ、農外所得と稻作所得でかなり安定した生活ができる。このため生産費の階層間格差が多少拡大しても、農外所得の逆格差により相殺され、生産性格差が階層分化の起動力として作用し難くなる。だから生活が安定したⅡ兼農家を農外に駆逐しつつ規模拡大を進めるのは困難であった。このため上層農家は農業所得が伸び悩み農家経済の破綻を免れるため農外就業に駆りたてられる。こうして稻作では「優等地」の上層農家までが農外就業に傾斜して全面的にⅡ兼農家化しつつある。

③畜産物は基本的に市場原理に支配されているので、需給により価格が激しく変動する。そして需要には限度があるので、急激な規模拡大により供給過剰に陥れば価格は大幅に低下し、欠損に耐えられない多数の中小経営は撤退を余儀なくされる。こうして劣弱経営の撤退が激しく進めば供給が削減され供給不足に転化するので、勝ち残った経営がさらに規模拡大する余地が生ずる。このような循環を反復するうちに、大規模専業農家及び農家以外の事業体が畜産の圧倒的シェアを制するに至ったのである。

他方、稻作は過剰が慢性化しても畜産物や野菜のように価格が暴落することもなく、稻作・転作の両面に所得補償する食管・転作制度の下で所得は安定している。しかも米価を需給均衡価格より高位に支持して零細農家や「劣等地」にもある程度の稻作所得を確保させているだけでなく、転作の強化に伴い「優等地」により大きな追加割当をして「劣等地」の稻作生産枠を確保させるという形で、

「劣等地」の稻作を温存したので、上層農家や「優等地」の稻作拡大は抑制された。それでも稻作の「限界地」や「劣等地」では稻作は衰退しているが、それは米過剰・農地過剰の緩和に多少とも寄与しただけで、稻作主産地における稻作面積の拡大を許容する余地はなかったのである。既述のように、水田面積は69→97年に74haも減少したにも拘らず、

生産調整面積は0.5万ha→96万haに拡大した、という事実が象徴するように、「縮小不均衡化」が進むなかでは稻作拡大が遅々として進まないのは当然の成りゆきであろう。

(3) 米価の実質的低下、転作強化の下での稻作拡大の進展

1980年代後半以降、転作の強化と米価の実質的低下に抗して5ha以上、特に10ha以上に稻作拡大する農家が急増している。しかも農家だけでなく、農業生産法人、農業経営農協、特例団体など多様な形態で10ha以上の稻作大経営が形成されつつある。

第12表に農家、農業生産法人など5ha以上の稻作経営数の推移を示した。1986年までは5ha以上の稻作経営数は生産調整転実施面積の増減とは逆に減増を繰り返していたが、86年以降、生産調整が著しく強化されたにも拘らず急増したことを確認できるであろう。

全国の生産調整実施面積（単位：千ha）は69年5→71年541→76年194→81年668→86年618と増減を繰り返しているが、都府県（秋田を除く）の10ha以上の農家数は24→4→57→45→139と逆に減増を繰り返している。5～10haの農家数、北海道の10ha以上、5～10haの農家数も、例外なく減→増→減→増という逆の動きを示している。80年代半ばまでは10ha以上への稻作拡大が進んでいたが、生産調整が強化されれば打ち消されてしまう程度の上向展開力にすぎなかつたのである⁽³⁾。

しかし86年以降、生産調整実施面積（千ha）は86年618→91年852→98年963と大幅に拡大したにも拘らず、都府県（秋田を除く）の10ha以上の農家数は86年139→91年376→98年1615、5～10haの農家数も3,520→5,146→8,117と、特に91年以降急増している。北海道の10ha以上の農家数も91年以降急増している。91→94年の急増は、なに

第12表 5ha以上の稻作農家戸数、農業生産法人数等の推移

(単位:戸、千ha)

	作付規模	1969	1971	1976	1981	1986	1989	1991	1994	1996	1998
都府県 農家	3~5ha	22,428	17,841	34,242	23,437	33,240	29,353	30,873	42,883	35,775	30,137
	5~10	1,132	1,016	3,244	2,393	4,278	4,597	5,781	10,583	9,323	9,083
	10~	25	33	60	45	371	475	907	1,618	1,524	2,185
秋田県 農家	5~10	208	381	860	763	758	758	635	1,180	1,036	966
	10~	1	29	3	0	233	261	531	602	557	570
秋田除く 都府県	5~10	924	635	2,384	1,630	3,520	3,839	5,146	5,025	8,287	8,117
都府県 農家	10~	24	4	57	45	139	214	376	1,190	1,016	1,615
	5~10	11,495	7,403	12,658	6,837	10,232	9,591	9,724	11,220	9,988	8,977
全国農業 生産法人	10~	397	170	887	171	499	626	923	3,487	2,731	2,835
	5~10	187	179	327	249	216	180	176	184	226	247
	10~	135	91	275	147	150	151	177	328	379	469
全国	5~10				*	23	35	36	164	85	127
特例団体	10~				*	35	51	76	138	157	224
都府県水稻作面積		2,662	2,435	2,574	2,133	2,121	1,928	1,888	2,024	1,812	
北海道水稻作面積		266	190	205	145	158	148	145	176	155	
全国生産調整面積		5	541	194	668	561	662	749	588	673	

(1) 食糧庁『米穀の作付規模別生産者数及び世帯人員数』及び『作物統計』各年版により作成。

(2) 生産調整面積は、実績参入を含み他用途利用米生産を除く。

(3) 農業生産法人は、農地法第2条に定める要件を満たす農事組合法人、合名会社、合資会社または有限会社。特例団体は、共同して農業経営を行うことを目的として2以上の農業者が組織した法人格を有しない団体のうち、当該団体の代表者を通じて米麦の政府売り渡しを一括して行うことを食糧事務所長が承認した団体である。1986年の欄の*印は1987年の数値を示す。

よりも凶作の影響で生産調整が大幅に緩和されたためであるが、94年以降、生産調整の著しい強化にも拘らず増加したことは特筆に値するであろう。

80年代以降、農業生産法人、特例団体等の形態で展開する稻作大規模経営が増加傾向にあり、これらも含めなければ稻作大規模経営の実態を把握できなくなっている。農業生産法人、特例団体とも、86年までは生産調整実施面積の増減とは逆に減増を繰り返していたが、86年以降、生産調整が強化されるなかで漸増し、特に91年以降急増している。

前掲第3表に示したように、「手作業段階」にあった60年代半ばまでは0.3ha未満層と3ha以上層の間に生産費の階層差は全く存在しなかった。しかしその後、下層農家は過剰投資に陥って生産費が膨張し収益性が

著しく低下した反面、上層農家は基盤整備が進んだ水田で大型化する農業機械をより効率的に利用することにより一定の収益性を維持したので、85年には第1次生産費は0.3ha未満層189千円:3ha以上層105千円、稻作所得は各54千円:95千円、稻作所得率は30.7%:56.6%と、格差が著しく拡大している(後掲第14表参照)。

都府県の米販売農家の1日当たり労働報酬をみても、78年には0.3ha未満層3,505円、0.3~0.5ha層4,215円、3~5ha層9,670円、5ha以上層15,675円で階層差はさほど大きくなかったが、87年には各-425円、730円、10,280円、13,906円と格差は拡大し、さらに98年には0.5ha未満層は大幅なマイナスとなったが(表示なし)、3~5ha層は10,865円、5ha以上層は16,575円で

逆に増大しており、著しい階層差が形成されている⁽⁴⁾。

60年代から營々と続けられた土地基盤整備事業が、生産性格差の拡大を助長したことは無論であるが、生産性格差の拡大が稻作離脱と稻作拡大を促進したことともいいうまでもないであろう。そして農地借入れや農作業受託により規模拡大すれば、償却費負担が軽減されるので生産費の階層差がさらに拡大し上層農家の優位性が高まることがある。こうして10ha以上の稻作大経営形成の生産力的条件が形成されつつある。

農家の高齢化が著しく進み、稻作を担っていた大正・昭和1桁生まれの世代がリタイアする時期に至ったので、世代交代に際して稻作離脱する農家が急増している。また米価の実質的低下により特に零細兼業農家の稻作収益性は著しく悪化しているので、機械の更新期に離農する傾向が強まっている。このため全地域的に農地の貸し手が急増している。その反面、中小の借地農家は農外就業への傾斜を強める農家と稻作拡大を志向する農家に分化し、借り手はむしろ減少しているので、稻作拡大志向農家は80年代よりはるかに容易に農地を集めることができるようになった。

特に北陸、東海、近畿などの兼業深化地域では、農外所得だけで生活できる事実上の勤労者世帯が支配的であり、農地の貸し手が多い反面、稻作拡大を志向する農家は少ないので、地代水準が低く比較的容易に農地を集めできる。だから10ha以上への稻作拡大は、中・上層農家が厚い層をなしている東北よりもむしろ進んでおり、企業的な経営も形成されつつある。また生産組織の構成員間の機能分化が進み、オペレーター層が農作業受託をしているうちに農地貸借に転化して10ha以上の稻作経営になった農家も少なくない⁽⁵⁾。

転作は著しく強化されたが、稻作主産地の上層農家は転作・稻作双方にカウントされる他用途利用米生産等により対応しているので、

転作が強化された割には稻作は縮小しない。また秋田県大潟村の農家のように、転作を拒否して稻作を拡大する農家が全国的に増加していることも否めない。

以上のように、5ha以上、特に10ha以上の稻作拡大が進んだが、第13表をみれば、稻作離脱と対比して上向展開力はなお弱く、大多数の市町村では5ha以上の稻作農家は地域農業の中核的担い手とはいえぬほど稀な存在であるといわざるをえないであろう。

都府県では5ha以上の稻作農家は91年6,688戸→98年11,268戸と4,580戸、68%増加し、北海道と肩を並べるまでになった。うち10ha以上の稻作農家は907戸→2,185戸と2.4倍に急増しており、東北、北陸だけでなく関東～九州の各地域にも多少とも存在するようになった。

しかし都府県では5ha以上層が1戸増えた間に119戸も稻作離脱している。特に四国と東山では各544戸、509戸、東海、近畿、四国、九州では210～240戸が稻作離脱して5ha以上層がようやく1戸増えるという状況である。稻作拡大が進んだとはい、稻作離脱と対比して上向展開力はなお弱いといわねばならない。しかし北陸、東北では各43戸、47戸が稻作離脱する間に5ha以上層が1戸増えており、比較的効率よく稻作拡大が進んだ。

都府県では98年に至っても5ha以上の稻作農家は12集落に1戸（概ね1町村に1戸）、うち10ha以上の稻作農家は61集落に1戸（数町村に1戸）の割合で存在するにすぎない。特に四国では5ha以上の稻作農家は138集落に1戸、10ha以上の稻作農家は1,076集落に1戸の割合であり、ほとんどネグリジブルである。中国、東山、九州でも5ha以上の稻作農家は51～35集落に1戸、10ha以上の稻作農家は270～180集落に1戸の割合でしか存在しない。他方、東北、北陸では、5ha以上の稻作農家はほぼ4集落に

第13表 5ha以上稲作農家戸数及び同1戸当たり農業集落数

	5ha以上 の稲作 農家戸数		うち10ha 以上稲作 農家戸数		5ha ～増 加A	10ha ～増 加数	稲作農家 減少戸数 B	減 少 率	A B	農業 集落数	5ha以上10ha以上 稲作農家1戸当 たり農業集落数
年	1991	1998	1991	1998	1991→1998					1990	1998
全 国	17,311	23,082	1,825	5,022	5,771	3,197	555,183	18.6	1/97	140,122	1/ 6.1 1/28.0
北海道	10,647	11,812	923	2,835	1,165	1,912	9,683	25.6	1/8.3	6,975	1/ 0.6 1/2.5
都府県	6,664	11,270	902	2,187	4,606	1,285	545,500	18.5	1/119	133,142	1/11.8 1/60.9
東 北	3,479	5,174	595	869	1,695	274	79,346	15.5	1/47	17,420	1/ 3.4 1/20.0
関 東	647	1,225	27	146	578	119	83,436	19.5	1/144	19,552	1/16.0 1/134
北 陸	1,336	2,358	128	545	1,022	417	43,838	15.9	1/43	10,996	1/ 4.7 1/20.2
東 山	64	141	9	35	77	26	39,172	26.5	1/509	6,208	1/44.0 1/177
東 海	355	675	62	225	320	163	67,034	21.4	1/210	12,419	1/18.4 1/55.2
近 畿	282	548	49	162	266	113	60,332	18.8	1/227	11,784	1/21.5 1/72.7
中 国	160	387	13	108	227	95	54,137	16.8	1/239	19,591	1/50.6 1/181
四 国	24	78	2	10	54	8	29,381	17.7	1/544	10,758	1/138 1/1076
九 州	317	684	17	87	367	70	88,824	19.5	1/242	23,710	1/34.7 1/273

(1) 食糧庁『米穀の作付規模別生産者数及び世帯員数』各年版及び『1990年農業センサス』により作成。

(2) 10ha以上の稲作農家数が多い府県は、秋田570、富山209、新潟196、滋賀112、青森92、愛知88、石川73、山形68、福井67、静岡65、福島48、宮城46、千葉45、岩手43等である(1998年)。

(3) 都府県の5~10ha、10ha以上の稲作農家の稲作面積は各67,389ha、22,976ha、面積シェアは各4.55%、1.55%(98年)である。

1戸、うち10ha以上の稲作農家は20集落に1戸の割合で存在し、中核的担い手として活躍している。

第13表注(3)に示したように、都府県の5~10ha、10ha以上の稲作農家の稲作面積シェアは各4.55%、1.55%にとどまっており、5ha以下のII兼農家が圧倒的シェアを占めるという稲作の生産構造は、いまだそれほど是正されてはいない。

第13表注(3)に10ha以上の稲作農家戸数を県別に示したが、秋田570、富山209、新潟196、滋賀112、青森92、愛知88、石川73、福井67、山形68、静岡65等、東北、北陸、東海の各県に集中的に展開している反面、半数近い都府県では皆無ないし数戸しか存在しない。

「農業センサス」が把握した都府県の10ha以上の稲作農家2,023戸の農業地域類

型別分布をみると、平地農業地域は1,465戸で72%を占めており(東北825、北陸225)、都市的地域は262戸、13%(東海94、北陸54、東北41)、中間農業地域は215戸、11%(東北84、北陸31)、山間農業地域は81戸、4%(東北35、北陸19)を占めるにすぎない⁽⁶⁾。稲作大経営は著しく偏在しているが、3で確認するように土地条件と深く関わっている。

第14表の上段に都府県水稻单一経営の米生産費(96、97年平均)を示したが、0.5ha未満層と3~5ha層の間に大きな生産費の階層差が存在する反面、3ha以上は15ha以上層に至るまで生産費の階層差はほとんど認められないことが注目される。

0.5ha未満層、3~5ha層、15ha以上層を対比すれば、10a当たり収量は512kg:560kg:483kg、物財費は10.48万円:6.60

万円：6.68 万円、地代を除く経営費は 10.72
万円：6.83 万円：7.08 万円、自作地稲作所
得は 3.51 万円：8.71 万円：7.01 万円で、
0.5ha 未満層と 3～5 ha 層の間には大きな階

層差が存在するが、3～5 ha 層と 15ha 以上
層の間には階層差がほとんど認められない。
しかも 5～10ha 層、10～15ha 層も 3～5 ha
層、15ha 以上層とほぼ同様の数値を示して

第 14 表 水稲単一經營の生産費及び經營収支（都府県 1996・97 年平均）

(単位：万円)

水稲作付規模(ha)	~0.5	1~1.5	3 ~5	5~10	10~	10~15	15~	大潟村
水稲作付面積(ha)	0.35	1.23	4.28	7.59	14.39	12.72	19.22	14.01
自作地 (ha)	0.32	1.08	2.80	3.97	7.85	9.34	3.69	14.01
小作地 (ha)	0.03	0.15	1.49	3.63	6.54	3.38	15.52	0
1ha 当り収量(トン)	5.12	5.30	5.58	5.51	5.34	5.62	4.83	5.75
60Kg 当り米価	1.67	1.69	1.69	1.71	1.77	1.78	1.74	2.06
10	粗 収 益	14.26	14.92	15.56	15.73	15.81	16.72	14.09
a	物 財 費	10.48	8.19	6.45	6.39	6.85	6.92	6.68
当	建物農機償却費	3.23	2.56	2.04	1.90	2.02	1.81	2.40
た	雇用労働費	0.21	0.14	0.11	0.12	0.16	0.15	0.19
り	支 払 利 子	0.03	0.05	0.11	0.15	0.26	0.29	0.21
生	地代除く経営費	10.72	8.38	6.67	6.66	7.27	7.36	7.08
産	自作地所得	3.54	6.54	8.89	9.07	8.54	9.36	7.01
費	小作地支払地代	1.96	2.45	3.12	3.07	2.99	3.37	2.41
	小作地所得	1.59	4.09	5.77	6.00	5.55	5.99	4.60
經	稻 作 粗 収 益	49.5	183.1	666	1,194	2,274	2,126	2,707
營	物 財 費	36.4	100.5	276	485	985	880	1284
收	雇 用 労 働 費	0.7	1.7	4.7	9.1	23	19	37
支	支 払 利 子	0.1	0.6	4.7	11	37	37	40
試	地代を除く経営費	37.2	102.8	286	506	1,046	936	1,360
算	小作地支払地代	0.5	3.6	46.3	111	195	114	374
	稻 作 所 得	11.8	76.7	334	577	1,033	1,076	973
2	60Kg 当り米価	1.34	1.35	1.35	1.37	1.42	1.43	1.40
割	稻作粗収益	39.6	146.5	533	955	1,819	1,701	2,166
低	支払地代	0.3	1.8	23	56	98	57	187
下	稻作所得	2.1	41.9	224	394	676	708	618
3	60Kg 当り米価	1.17	1.18	1.18	1.20	1.24	1.25	1.22
割	稻作粗収益	34.6	128.2	466	836	1,592	1,488	1,895
低	支払地代	0.1	0.7	9	22	39	23	75
下	稻作所得	-2.6	24.7	172	308	508	529	460
								617

注(1) 『米及び麦類生産費』及び秋田県農政部外『八郎潟中央干拓地入植農家經營調査報告書』平成 8、9 年度版により作成。1996・97 年の平均値を示す。

(2) 自作稲作所得 = 粗収益 - 地代を除く経営費 [物財費 + 雇用労働費 + 支払利子]、小作稲作所
得 = 自作稲作所得 - 支払地代、として算出。

(3) 米価が 2 割または 3 割低下した場合、地代を除く経営費は変わらず、支払地代は米価 2 割低
下時は 4 割低下、米価 3 割低下時は 8 割低下すると仮定。

(4) 『農業經營動向統計』平成 9 年度版によれば、經營規模 10ha 以上層の家計費は 7,575 千円、
7～10ha 層は 5,711 千円、5～7ha 層は 6,150 千円である。

おり、階層差は認められない。

特に 10ha 以上はサンプル数が少ないので、調査対象農家の「個性」が強く反映され、稻作大経営の実態を正確に示しているとはい難いが、「米生産費調査」に依拠する限り、稻作大経営は 3 ~ 5 ha 層に対して生産力の優位性を確立していないことは否めぬであろう。

第 14 表の中段に「米生産費調査」に基いて試算した経営収支を示したが、15ha 以上層（稻作面積 19.22ha, うち小作地 15.52ha）は、米価 1.74 万円、稻作粗収益 2,707 万円、地代を除く経営費 1,360 万円、小作地支払地代 374 万円で、稻作所得は 973 万円である。10~15ha 層（同 12.72ha, うち小作地 3.38ha）は、米価 1.78 万円、稻作粗収益 2,126 万円、地代を除く経営費 936 万円、小作地支払地代 114 万円で、稻作所得は 1,076 万円である。家計費を 750 万円と仮定すれば、15ha 以上層、10~15ha 層とも稻作所得だけで家計費を賄って 326 万円~220 万円の剰余を残しているので、96, 97 年平均の 1.7 万円以上の米価水準では「稻作専業農家」として十分に存続可能である。

都府県の「米生産費調査」対象農家の 60kg 当たり主産物価格（農家受取価格）は 1985 年 18,888 円、90 年 17,824 円、92 年 18,805 円、94 年 18,236 円と、1.8 万円 ~ 1.9 万円の水準を維持している⁽⁷⁾。1.8 万円以上であれば 8 ha 経営でも稻作所得だけで家計費を賄える「稻作専業農家」として存立できるであろう。米価は実質的低下局面にあるとはいえ、収益性が高かったので 10ha 以上への稻作拡大が進んだのは当然であろう。

食管・転作制度の存在意義を考察する必要上、表の下段に米価が大幅に低下した場合の稻作所得を試算した。米価が 2 割低下すると 15ha 以上層、10~15ha 層の稻作所得は各 618 万円、708 万円に減少する。3 割低下すると稻作所得は各 460 万円、529 万円に落ち

こみ、稻作所得で家計費 750 万円の 2 / 3 しか賄えなくなるので、経営危機に直面するであろう。

実際には、食管制度が廃止されるまで 1.8 万円台の高米価が維持され、転作にも補助金が交付されたからこそ、5 ~ 10ha 層の農家経済が安定し 10ha 以上への稻作拡大が進んだのである。稻作大経営こそ食管・転作制度の最大の受益者であることを銘記すべきであろう。

(4) 食管・転作制度の存在意義

食管・転作制度が廃止された場合にいかなる構造変化が生じるかを把握しなければ、食管・転作制度の存在意義を正しく理解できないであろう。そこで、食管・転作制度が廃止され市場メカニズムにより米過剰を解消する場合を想定しよう。

転作補助金が消滅し稻作が自由化されれば、圧倒的多数の農家が転作田を稻作に転換するので供給量が急増し、米価（農家受取価格）は 1.0 万円以下に暴落するであろう。そして 100 万戸以上の農家と 100 万 ha もの水田が終局的に稻作から脱落するまで米価は低迷を続け、需給が均衡した水準でようやく安定化するであろう。この過程で高コストの零細農家の稻作離脱が激しく進み「劣等地」は終局的に稻作から脱落する反面、「優等地」ではほぼ全水田で稻作が行われ、低コスト農家と「優等地」の稻作拡大が促進され、稻作の構造改善と適地適作化が進むであろう。

しかし、構造改善が進んでも、「勝者なき構造改善」を招きかねないであろう。

農外所得だけで生活できる事実上の勤労者世帯は、受取価格が 1.0 万円以下に暴落しても農家経済は安泰であるから、農地の荒廃を回避するため赤字を甘受して稻作を続ける可能性が強いので、米価が 1.0 万円以下で低迷してもなかなか需給が均衡しないであろう。他方、10ha 以上の稻作大経営は 1.2 万円台

に低下しただけで稻作所得は家計費の2/3しか賄えなくなつて経営危機に瀕するのであるから、1.0万円以下に低下してもなかなか需給が均衡化しなければ、稻作大経営は需給が均衡する前に破綻しかねないであろう。

5～10haの稻作農家も、稻作所得の激減と転作所得・補助金の消滅により経営危機に直面する。中途半端に規模拡大しても経営危機はとうてい克服できないので、借地を返上し農外就業に活路を求めるが、それがなくなるであろう。こうして稻作農家の全面的II兼化が極限まで進み、II兼農家は稻作の圧倒的シェアを制するであろう。

食管米価は農産物価格体系の「座標軸」をなしているので、稻作が市場メカニズムに委ねられて米価が暴落すれば、小麦、大豆、加工原料乳その他の価格制度も維持できなくなるか、価格が大幅に引き下げられて収益性は著しく悪化するであろう。無論、転作補助金は消滅するので水田で麦や大豆を作っても所得はほとんど得られなくなる。米価の暴落と転作補助金消滅により最も深刻な影響をうけるのは、麦、豆類、いもなど普通畑作物である。その作付面積は90万haに及んでいるので、再び壊滅的衰退を余儀なくされれば膨大な畑が早晚荒廃に帰するであろう。稻作や普通畑作から脱落した農家が野菜、果樹、工芸農作物や畜産に活路を求めれば、供給が急増して価格が暴落し、これらの部門に特化した専業農家は大半が経営危機に直面するであろう。また膨大な中高年層が自己雇用の場を喪失し、農地の荒廃が進むであろう。そして食料自給力が著しく低下するだけでなく、雇用問題の緩和、社会保障の代替、過密・過疎の緩和、国土保全、環境保全など、農業・農村がはたしてきた多様な機能も著しく損なわれるであろう。

以上のような基本認識をふまえて、食管・転作制度の存在意義を再確認しよう⁽⁸⁾。

生産調整の目的は、市場メカニズムにより

過剰を解消するより格段に少ない生産者負担で需給を均衡化させることにある。だから生乳の生産調整のように補助金が交付されなくても損失の軽減という意味で利益を得ているが、転作補助金が交付されるので、農家は二重の利益を得ている。しかも生産調整により過剰圧力を潜在化させることにより、慢性的過剰下でも米価Pが需給均衡価格Xより高位に支持されており、(米価P-需給均衡価格X)×販売量Qだけ消費者・納税者から生産者に所得移転されている。上層農家ほどQが大きいので、上層農家は稻作・転作の両面に所得補償する食管・転作制度から最大の利益を享受していることは自明であろう。

稻作以外の諸部門の圧倒的シェアを占める専業農家も、食管・転作制度により直接・間接に大きな利益を享受している。転作制度により非稻作部門の規模拡大が促進されただけでなく、農産物価格体系の「座標軸」をなす食管米価が高位に支持されているおかげで、麦、大豆、生乳その他の農畜産物も一定の所得を確保できる価格水準が維持されており、専業農家の経営安定化に寄与している。そして転作を含めて麦、大豆、牧草等が田や畑で作付けされれば、野菜、果樹、施設園芸、畜産などに過度の供給圧力がかからることもなく、これらの部門でも専業農家の大多数が存続できる程度の価格が維持されている。

転作制度を契機として農地の集団利用や農業生産の組織化が進み、非稻作専業農家への農地の集積が促進されるなど、転作制度は構造改善を促進する効果があった。その反面、食管・転作制度は、稻作・転作両面の所得補償や過剰在庫の処理に巨額の財政資金を費やし、基盤整備など生産力の増進や農業生産の再編に資する財政支出を制約して、構造改善と生産再編を財政面から阻害した。

食管・転作制度は、米価を高位に支持して零細農家や「劣等地」にもある程度の稻作所得を確保させただけでなく、「優等地」によ

り大きな追加割当をして「劣等地」の生産枠を確保させるという形で、零細農家や「劣等地」の稻作を温存して上層農家や「優等地」の稻作拡大を抑制するなど、実態面でも稻作の構造改善と適地適作化を阻害した。

しかし食管・転作制度は、上層農家の稻作拡大を抑制した代わりに、市場メカニズムにより米過剰を解消すれば早晚経営破綻に瀕するはずの稻作上層農家に、稻作・転作の両面に所得補償することによって、経営破綻を回避させてきたのである。

食管・転作制度は、非稻作部門の構造改善と適地適作化を阻害した代わりに、稻作が市場メカニズムに委ねられれば、米価の暴落と転作補助金の消滅から直接・間接に深刻な影響を受けて、大半が経営破綻の危機に瀕するはずの非稻作専業農家に直接・間接に大きな利益を享受させて、その経営破綻を回避させてきたのである。

食管・転作制度は、「劣等地」の稻作存続を助長して適地適作化を阻害した代わりに、稻作が市場メカニズムに委ねられれば赤字しか生まない「経済的不毛の地」と化して早晚荒廃に帰するはずの、膨大な農地の荒廃を防止し、必要最低限の食料自給力の維持に寄与するという大きな役割を果たしてきたのである。

食管・転作制度は、非効率な零細農家の存続を助長して構造改善を阻害した代わりに、稻作・転作の両面に所得補償することによって膨大な中高年層に自己雇用の場を確保させ、中山間地域の極度の過疎化を防止している。そして農業・農村が雇用問題の緩和、社会保障の代替、過密・過疎の緩和、国土保全、環境保全など多様な機能を果たすうえで大きな役割をはたしてきたのである。

以上のように、食管・転作制度にはさまざまなデメリットが付随したとはいえ、稻作は勿論、非稻作を含めて、中核的担い手の経営破綻を防止し、膨大な中高年層に自己雇用

の場を確保させつつ農地の荒廃を防止し、必要最低限の食料自給力を確保するうえで、極めて重大な役割を果たしてきたことを銘記すべきであろう。

- (注1) 『農業センサス』総括編 1970 年版、1995 年版により算出。
- (2) 須永〔1〕の 9 ページ。なお須永〔4〕,〔6〕等参照。
- (3) 稲作上層農家戸数と転作強化の関連性に関する分析については、農政調査委員会〔21〕を参照。
- (4) 『米及び麦生産費』各年産版による。
- (5) 東海地方の稻作の規模拡大については東海農政局企画調整室〔30〕を参照。
- (6) 『農業センサス 農業構造動態統計』1995 年版による。
- (7) 『米及び麦生産費』平成 2 ~ 9 年産版による。
- (8) 転作制度の問題点については、梶井〔19〕、農政調査委員会編〔12〕、佐伯〔16〕等を参照。また転作制度に関する参考文献は全国農協中央会編〔8〕、農政調査委員会編〔12〕、農林水産省図書館編〔22〕、農林漁業金融公庫〔14〕の文献目録等を参照。

3. 米価の大幅低下局面における稻作の構造変化と稻作大経営の存続可能性

- (1) 稲作農家の存続・離脱を規制する「農家経済の収支バランス」と土地条件 戦後の稻作の展開に大きな影響を与えた食糧管理法は半世紀にわたる歴史の幕を下ろし、1995 年に施行された食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）に受け継がれた。食糧法は、主要食糧即ち米麦の需給及び価格の安定を図ることを目的としている点で食糧管理法と変わりないが、その政策理念と手法は大きく異なっている。

具体的にいえば、食管法では政府管理に重点をおいた制度運営を基本とし、厳格な流通

ルートを特定していたが、食糧法では、①米の全体の需給の調整を図るために、需給を的確に見通して基本計画を策定し、これに基づいて生産調整の円滑な推進や備蓄の機動的な運営等を行うこと、②自主流通米を米流通の基本として位置づけ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定すること、③自主流通米の価格形成が需給の実勢を的確に反映するよう自主流通米の価格形成施設を設置するとともに、政府米価格の決定にも自主流通米価格の動向を反映させること、④計画流通米（自主流通米及び政府米）の安定流通の確保を基本としつつ、流通の規制を必要最小限に緩和すること、をその骨格としており、社会・経済の変化に即応したシステムとなっている⁽¹⁾。

特に②、③により自主流通米を米流通の基本として位置づけ、しかも自主流通米の価格形成が需給の実勢を的確に反映するよう方向づけられている点で、食管制度より「市場原理」の導入が進み、米価の下方硬直性が低下していることは疑いないであろう。実際、「米生産費調査」対象農家の 60kg 当たり主産物価格は 94 年都府県 18,236 円、北海道 15,361 円、95 年 17,326 円、14,820 円、96 年 17,376 円、14,723 円、97 年 15,620 円、12,851 円で、僅か 3 年間に都府県、北海道とも 2,500 円以上低下している⁽²⁾。

また自主流通米の 2000 年 3 月時点の入札価格をみても、大多数の銘柄が 1.6 万円～1.8 万円の間にあり、流通経費を控除した農家の平均受取価格は 1.5 万円以下に低下していると推定される⁽³⁾。

文字どおり「需給の実勢を的確に反映」させれば、米価は需給均衡価格まで低下するが、食糧法下で生産調整を重要な政策装置として位置づけている限り、需給均衡価格まで低下することはありえないであろう。とはいっても一時的にせよ農家の平均受取価格が 1.2 万円程度まで低下する可能性がないと断言できない

であろう。

食糧法下の稻作の展開方向を見定めるうえで判断材料を得るために、「1 つの可能性」として、米価の大幅低下局面を想定し、稻作構造変化の方向性と稻作大経営の存続と形成の可能性について考察しよう。

第 15～18 表は、この課題にアプローチするため、単収基準 3 × 品質基準 3 = 9 の地域に稻作規模が 20ha（第 15 表）、10ha（第 16 表）、5 ha（第 17 表）、1 ha 及び 0.3ha（第 18 表）の水稻单一経営を 1 戸ずつ設定し、米価（60kg 当たり農家受取価格、以下同じ）が良質米 1.8 万円、中質米 1.6 万円、低質米 1.4 万円という米価水準の「1990 年代後半」と、良質米 1.4 万円、中質米 1.2 万円、低質米 1.0 万円に低下する「X 年後」の稻作所得を試算したものである。仮定条件は各表の注に記したとおりであるが、「米生産費調査」の概要をまとめた前掲第 14 表に基本的に依拠している。

80 年代後半以降の米価の実質的低下局面で 10ha 以上の稻作大経営が急増したことは、稻作を「競争原理」に委ねれば高コスト農家の離農と低コスト農家の規模拡大が進み、稻作大経営が広範に形成されるという「稻作大経営形成論」の妥当性が裏書きされているようみえるであろう⁽⁴⁾。この議論が正しいとすれば、稻作構造変化の帰趨は既に明らかであるから、改めて検討するまでもないであろう。

しかしこの議論には少なくとも 2 つの致命的な欠陥——「地代論」の欠如と「農家経済の收支バランス」概念の欠如——があり、それから数々の誤りが派生している。表の分析に先だってまず「稻作大経営形成論」の誤りを正しておこう。

①この議論には「地代論」が欠如しているために、稻作拡大の可能性を著しく過大評価している。生産調整を廃止して市場メカニズムにより米過剰を解消する場合、終局的に

100万haの水田が稻作から脱落しなければならないが、いかなる水田が終局的に稻作から脱落するかはけつして生産費の階層差の問題ではなく、土地条件に関わる問題である。そして終局的に稻作から脱落する100万haの水田ではけつして稻作拡大できないことは自明である。他方、「優等地」では、下層農家も稻作を維持する可能性が大きいので、上層農家の稻作拡大はさほど進まないであろう。このように「地代論」的に考察すれば、稻作拡大は予想されるほど進まないことを容易に理解できるであろう。

②この議論は、スケールメリットと技術革新の効能に対する信仰的な確信から、生産費の階層差だけに目を奪われて、単収差と品質差の相乗作用が大きな所得格差を生みだすだけでなく、稻作の存続・離脱を分かつ決定的要因にもなりうることを認識していない。

階層間生産性格差の拡大は稻作大経営形成の必要条件に相違ないが、農地集積の可能性と稻作大経営の存続可能性は、次元の異なる問題として峻別しなければならない。米価が低下すればするほど高コスト農家の稻作離脱が進むので低コスト農家の稻作拡大の可能性は増大するが、それとは裏腹に稻作大経営の存続可能性はますます低下するのである。

第15表に示したように、高単収・良質米地域の20ha経営Hg20は、良質米が1.8万円のとき稻作所得は1,440万円で、1.4万円に低下すると1,070万円に減少するが家計費750万円を大きく上回るので「稻作専業農家」として存続できる。これに反して、低単収・低質米地域の20ha経営Lb20は、低質米が1.4万円のときできえ稻作所得は240万円にすぎず家計費の32%しか賄えないでとうてい存立できないが、1.0万円に低下すると稻作所得は−133万円と欠損に陥るので、仮に存在すれば倒産は必至である。このように単収差と品質差の相乗効果により1,080万円：−133万円という極端な稻作所得格差が

生じるのである。しかも単なる所得格差ではなく、稻作拡大と稻作脱落を分かつ決定的要因にもなりうるのである。

③この議論には「農家経済の收支バランス」概念が欠如しているため、稻作大経営の存続可能性という重要問題が等閑に付され、稻作が欠損に陥れば勿論、家計費の半分も賄えなくなれば倒産するという自明のことさえ看過される⁽⁵⁾。

稻作の存続・離脱は、けつして稻作のコスト競争力に一義的に規定されているのではなく、稻作・非稻作・農外就業を包含した「農家経済の收支バランス」により強く規制されているのである。

第18表に示したように、Lb20と同じ低単収・低質米地域の0.3ha層Lb.3は、低質米が1.4万円のとき既に−4.5万円の欠損に陥っているが、1.0万円に低下すると稻作赤字は−12.5万円に拡大するので、稻作離脱が促進されるであろう。しかし、例えば「稻作赤字−13万円+農外所得800万円／家計費600万円」という安定兼業農家は、稻作が欠損に陥っても農家経済は全く安泰である。そして農地の借り手がいなくなれば、農地の荒廃を防ぐため13万円の稻作赤字は農地資産の保全コストと割り切って稻作を続けるであろう。

しかるに20ha経営Lb20は、低質米が1.0万円に低下すると−133万円の欠損に陥るので、仮に存在するとすれば倒産は必至である。たとえ生産費の階層間格差がいかに大きくても、倒産必至の20ha経営には生産費の階層差はなんの救いにもなりえないのである。

コストが低い稻作大経営が倒産し、高コストの安定兼業農家は稻作を維持するという現実は、常識的議論に反して稻作コストが存続と脱落を分かつ決定的要因ではないことを雄弁に物語っている。これを無視して、コストの高い農家は脱落しコストの低い農家は規模拡大すると単純に考えれば、稻作構造変化の

帰趣を見誤るほかないであろう。

現実の農家の稻作縮小・離脱の動機は無数にあり、極端にいえば農家の数ほど多様でありうるので、特定の「メルクマール」で一義的に稻作縮小・離脱を律するのは不可能である。とはいっても、稻作の存続・離脱が、稻作・非稻作・農外就業を包含した「農家経済の収支バランス」及び土地条件に強く関わっていることはいいえて誤りないであろう。

農家は「稻作収入+非稻作収入+農外収入」／「稻作支出+非稻作支出+農外支出+家計費」が恒常に1を超えると存続できるが、逆に「農家経済の収支バランス」が恒常に1を下回ると農家経済に欠損が累積され、早晚存続できなくなる。

「農家経済の収支バランス」は、「稻作所得+非稻作所得+農外所得／家計費」に簡略化することもできる。さらに水稻單一經營の「稻作専業農家」の場合、非稻作所得や農外所得は極めて少ないので、「収支バランス」は端的に「稻作所得／家計費」という形で単純化しても大過ない。稻作所得は単収×単価×所得率×面積の積であるが、単価と所得率は品質と米価水準に関わるので、稻作所得は単収と品質、即ち土地条件と米価水準に大きく左右される。したがって「収支バランス」も土地条件と米価水準に大きく左右され、「稻作専業農家」の存続・離脱は土地条件と米価水準に強く規制されることになる。

(2) 1990年代後半における稻作大經營の存立可能性

第15表に、単収と品質を異にする9地域の借地型稻作20ha經營（自作4ha・小作16ha）の「1990年代後半」及び「X年後」の稻作所得を試算して示した。

まず良質米1.8万円、中質米1.6万円、低質米1.4万円という1990年代後半の米価水準における9地域の稻作大經營の存立可能性を検討しよう。

高単収・良質米地域のHg20は「稻作所得1,440万円／家計費750万円」で1.92の高率を誇り、中単収・良質米地域のNg20と高単収・中質米地域のHm20は稻作所得が各1,120万円、1,080万円で「稻作所得／家計費」バランスは各1.49、1.44である。また高単収・低質米地域のHb20と中単収・中質米地域のNm20の稻作所得はともに800万円で「稻作所得／家計費」バランスは1.07である。9地域のうち以上の5地域の20ha經營は、「稻作所得／家計費」バランスが大なり小なり1を超えており、90年代後半の米価水準では稻作所得だけで家計費を賄える「稻作専業農家」として十分存立可能である。低単収・良質米地域のLg20の稻作所得は720万円で家計費750万円を賄いきれないが、農作業受託収入や非稻作所得を加えれば家計費を大きく上回るので、「現状」では農業所得だけで家計費を充足できる「稻作専業的農家」として存立できるであろう。

中単収・低質米地域のNb20と低単収地域・中質米地域のLm20は稻作所得が各520万円、480万円で家計費の各69%、64%しか賄えない「稻作専業的農家」としても存立し難いが、農作業受託収入、非稻作所得及び農外所得で300万円程度確保できれば、

「稻作I兼農家」として存立できるであろう。しかし低単収・低質米地域のLb20は、稻作所得は僅か240万円で家計費の32%しか充足できないので、90年代後半の米価水準でも存立不可能である。

第16表に、単収と品質を異にする9地域の借地型稻作10ha經營（自作4ha・小作6ha）の「1990年代後半」及び「X年後」の稻作所得を試算して示した。

高単収・良質米地域のHg10の稻作所得は810万円で家計費750万円を8%上回っている。高単収・中質米地域のHm10は640万円、中単収・良質米地域のNg10は600万円で家計費の各85%、80%にとどまるが、農作業

第15表 単収と品質を異にする9地域の稻作20ha 経営（自作4ha・小作16ha）の稻作所得の試算

(単位：万円)

		単収基準地域区分		高単収 良質米	高単収 中質米	高単収 低質米	中単収 良質米	中単収 中質米	中単収 低質米	低単収 良質米	低単収 中質米	低単収 低質米
		品質基準地域区分		6.0	6.0	6.0	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0
1 ha 当たり収量 (トン)		Hg20	Hm20	Hb20	Ng20	Nm20	Nb20	Lg20	Lm20	Lb20		
1	農家記号	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
9	稻作面積 (ha)	16	16	6	16	16	16	16	16	16		
9	60kg 当り農家受取米価	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4		
9	1 ha 稲作粗収益	180.0	160.0	140.0	150.0	133.3	116.7	120.0	106.7	93.3		
0	地代除く経営費	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0		
年	自作地稻作所得	108.0	88.0	68.0	78.0	61.3	44.7	48.0	34.7	21.3		
当	小作地地代	45.0	40.0	35.0	30.0	26.7	23.3	15.0	13.3	11.7		
代	小作地稻作所得	63.0	48.0	33.0	48.0	34.7	21.3	33.0	21.3	9.7		
後	半	稻作粗収益	3,600	3,200	2,800	3,000	2,667	2,333	2,400	2,133	1,867	
	地代除く経営費	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	
	支払地代	720	640	560	480	427	373	240	213	187		
	稻作所得	1,440	1,120	800	1,080	800	520	720	480	240		
	家計費充足率	192	149	107	144	107	69	96	64	32		
X	60kg 当り農家受取米価	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0		
1	稻作粗収益	140.0	120.0	100.0	116.7	100.0	83.3	93.3	80.0	66.7		
ha	地代除く経営費	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0		
当	自作地稻作所得	68.0	48.0	28.0	44.7	28.0	11.3	21.3	8.0	-5.3		
年	小作地地代	17.5	15.0	12.5	9.3	8.0	6.7	2.3	2.0	1.7		
当	小作地稻作所得	50.5	33.0	15.5	35.3	20.0	4.7	19.0	6.0	-7.5		
り	増反分小作地所得*	70.5	53.0	35.5	55.3	40.0	24.7	39.0	26.0	12.5		
X	稻作粗収益	2,800	2,400	2,000	2,333	2,000	1,667	1,867	1,600	1,333		
1	地代除く経営費	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440		
ha	支払地代	280	240	200	149	128	107	37	32	27		
当	稻作所得	1,080	720	360	744	432	120	389	128	-133		
年	家計費充足率	144	96	49	99	58	16	52	17	-18		
後	自作稻作所得	1,360	960	560	893	560	227	427	160	-107		

注. 単収と品質を異にする9地域に稻作20ha 経営（自作4ha、小作16ha）を各1戸設定し、第14表に依拠して以下の仮定条件に基づいて稻作所得を試算した。

- ① 1 ha 当たり収量は、高単収地域 6トン、中単収地域 5トン、低単収地域 4トンで一定。
- ② 60kg 当たり農家受取米価は、「90年代後半」は、良質米 1.8万円、中質米 1.6万円、低質米 1.4万円。「X年後」は、良質米 1.4万円、中質米 1.2万円、低質米 1.0万円。
- ③ 「90年代後半」及び「X年後」の1 ha 当たりの地代を除く経営費は全農家とも、72.0万円（物貯費 67.5万円、雇用労働費 2.0万円、支払利子 2.5万円、物貯費のうち建物農機具償却費 20万円）で一定。
- ④ 「90年代後半」の地代は、高単収地域 1.5トン、中単収地域 1.0トン、低単収地域 0.5トン。「X年後」の地代は、高単収地域 0.75トン、中単収地域 0.4トン、低単収地域 0.1トン。
- ⑤ 増反分小作地所得*は、現有機械等の有効利用により借地を数ha 拡大できる場合、建物農機具償却費 20万円は不要とみなせるので、その20万円を1ha 当たり小作地稻作所得に加算した。
- ⑥ 「90年代後半」及び「X年後」の家計費は、全農家とも 750万円で一定。

第16表 単収と品質を異にする9地域の稻作10ha 経営（自作4ha・小作16ha）の稻作所得の試算
(単位：万円)

単収基準 品質基準		高単収 良質米	高単収 中質米	高単収 低質米	中単収 良質米	中単収 中質米	中単収 低質米	低単収 良質米	低単収 中質米	低単収 低質米
1 ha当たり収量 (トン)		6.0	6.0	6.0	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0
農家記号	Hg10	Hm10	Hb10	Ng10	Nm10	Nb10	Lg10	Lm10	Lb10	
稻作面積 (ha)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
うち小作面積 (ha)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
60kg 当り農家受取米価	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4	
1 ha 稲作粗収益	180.0	160.0	140.0	150.0	133.3	116.7	120.0	106.7	93.3	
自作經營費	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	
当自作地稻作所得	108.0	88.0	68.0	78.0	61.3	44.7	48.0	34.7	21.3	
代小作地代	45.0	40.0	35.0	30.0	26.7	23.3	15.0	13.3	11.7	
後小作地稻作所得	63.0	48.0	33.0	48.0	34.7	21.3	33.0	21.3	9.7	
半	稻作粗収益	1,800	1,600	1,400	1,500	1,333	1,167	1,200	1,067	933
	作經營費	720	720	720	720	720	720	720	720	720
	支払地代	270	240	210	180	160	140	90	80	70
	稻作所得	810	640	470	600	453	307	390	267	143
	家計費充足率	108	85	63	80	60	41	52	36	19
60kg 当り農家受取米価		1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0
X	小作地地代 (トン)	0.75	0.75	0.75	0.4	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
	稻作粗収益	140.0	120.0	100.0	116.7	100.0	83.3	93.3	80.0	66.7
	地代除く経営費	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0
	当自作地稻作所得	68.0	48.0	28.0	44.7	28.0	11.3	21.3	8.0	-5.3
	代小作地代	17.5	15.0	12.5	9.3	8.0	6.7	2.3	2.0	1.7
	年小作地稻作所得	50.5	33.0	15.5	35.3	20.0	4.7	19.0	6.0	-7.0
後	増反分小作地所得 *	70.5	53.0	35.5	55.3	40.0	24.7	39.0	26.0	12.5
	稻作粗収益	1,400	1,200	1,000	1,167	1,000	833	933	800	667
	地代除く経営費	720	720	720	720	720	720	720	720	720
	支払地代	105	90	75	56	48	40	14	12	10
	稻作所得	575	390	205	391	232	73	199	68	-63
	家計費充足率	77	52	27	52	31	10	27	9	-8
自作稻作所得		680	480	280	447	280	113	213	80	-53

注. 単収と品質を異にする9地域に稻作10ha 経営（自作4ha・小作6ha）を各1戸設定し、第14表に依拠して以下の仮定条件に基づいて稻作所得を試算した。

- ① 1ha 当たり収量は、高単収地域6トン、中単収地域5トン、低単収地域4トンで一定。
- ② 60kg 当たり農家受取米価は、「1990年代後半」は、良質米1.8万円、中質米1.6万円、低質米1.4万円。「X年後」は、良質米1.4万円、中質米1.2万円、低質米1.0万円。
- ③ 「90年代後半」及び「X年後」の1ha当たりの地代を除く経営費は全農家とも、72.0万円（物財費68.0万円、雇用労働費2.0万円、支払利子2.5万円、物財費のうち建物農機具償却費20万円）で一定。
- ④ 「90年代後半」の地代は、高単収地域1.5トン、中単収地域1.0トン、低単収地域0.5トン。「X年後」の地代は、高単収地域0.75トン、中単収地域0.4トン、低単収地域0.1トン。
- ⑤ 増反分小作地所得*は、現有機械等の有効利用により借地を数ha拡大できる場合、建物農機具償却費20万円は不要とみなせるので、その20万円を1ha当たり小作地稻作所得に加算した。
- ⑥ 「90年代後半」及び「X年後」の家計費は、全農家とも750万円で一定。

受託収入や非稻作所得を加えれば、農業所得だけで生活できるであろう。10ha 経営の場合、90 年代後半の米価水準であれば「稻作専業農家」ないし「稻作専業的農家」として存立できるのは、9 地域のうち以上の 3 地域のみである。

高単収・低質米地域の Hb10 と中単収・中質米地域の Nm10 は、稻作所得が各 470 万円、453 万円で家計費の各 63%，60% しか賄えないで、90 年代後半の米価水準でも「稻作専業的農家」としては存立できないが、農作業受託収入、非稻作所得及び農外所得で 300 万円以上確保できれば、10ha の「稻作 I 兼農家」として辛うじて存立できるであろう。

しかし低単収・低質米地域の Lb10 は、稻作所得が僅か 143 万円にすぎず、家計費の 19% しか充足できない。低単収・中質米地域の Lm10、中単収・低質米地域の Nb10、低単収・良質米地域の Lg10 は、稻作所得が各 267 万円、307 万円、390 万円にすぎず、家計費の 36~52% しか賄えない。したがって低単収の 3 地域と中単収・低質米地域では、10ha の借地型稻作経営は 90 年代後半の米価水準でさえ「稻作 I 兼農家」としても存立し難いであろう。

以上のように、良質米 1.8 万円、中質米 1.6 万円、低質米 1.4 万円という 90 年代後半の米価水準でも、20ha の借地型「稻作専業（専業的）農家」として存立できるのは 9 地域中 6 地域、10ha の借地型「稻作専業的農家」として存立できるのは 3 地域にすぎないが、20ha 経営、10ha 経営とも、2 地域で「稻作 I 兼農家」として存立する可能性がある。

稻作大経営は、稻作規模 10ha 以上の経営を想定しているが、稻作大経営が広範に形成されるか否かは、その「予備軍」である 5~10ha 層の上向展開力にかかっている。

第 17 表に、単収と品質を異にする 9 地域の 5 ha 層（自作 3 ha・小作 2 ha）の「1990

年代後半」及び「X 年後」の稻作所得を試算して示した。

水稻单一経営の 3~5 ha 層は農外所得で家計費の 75%，5 ha 以上層でさえ 57% を賄えるほど農外就業に傾斜しているが（前掲第 4 表）、稻作所得で家計費 600 万円の 50%，300 万円以上の稻作所得を確保することが、5 ha の稻作農家の存立条件とみなすことによう。

高単収・良質米地域の Hg 5 の稻作所得は 457 万円、高単収・中質米地域の Hm 5 は 367 万円、中単収・良質米地域の Ng 5 は 337 万円と試算される。この 3 地域の 5 ha 層は稻作所得により家計費の 76~56% を充足しているので、「稻作 I 兼農家」として十分に存立可能である。

高単収・低質米地域の Hb 5 の稻作所得は 277 万円、中単収・中質米地域の Nm 5 は 260 万円で、家計費の各 46%，43% しか充足できない。農作業受託収入や非稻作所得で 100 万円以上確保できなければ、「稻作 II 兼農家」としても存立し難いであろう。

低単収・良質米地域の Lg 5 の稻作所得は 217 万円、中単収地域・低質米地域の Nb 5 は 183 万円、低単収・中質米地域の Lm 5 は 153 万円で、稻作所得で家計費の 36~26% しか賄えない。これでは II 兼農家としてもほとんど存立できないであろう。低単収・低質米地域の Lb 5 に至っては稻作所得は僅か 90 万円で家計費の 15% しか賄えないでの存立の余地はない。

現実には、低単収・低質米、低単収・中質米、中単収・低質米の 3 地域では、10ha 以上は勿論、5 ha 以上の稻作農家も皆無に等しいであろう。

実際、東山、四国、中国など西日本では 5 ha 以上の稻作農家は稀な存在であり、1 ha 以上の稻作農家でさえ僅か数% しか存在しない。特に 400kg 程度の低単収地域や、単収 500kg 以下で低質米しか生産できない中山間

第17表 単収と品質を異にする9地域の稻作5ha経営(自作3ha・小作2ha)の稻作所得の試算

(単位:万円)

単収基準地域区分 品質基準地域区分 1ha当たり収量(トン)		高単収 良質米	高単収 中質米	高単収 低質米	中単収 良質米	中単収 中質米	中単収 低質米	低単収 良質米	低単収 中質米	低単収 低質米
1	農家記号	Hg5	Hm5	Hb5	Ng5	Nm5	Nb5	Lg5	Lm5	Lb5
1	水稻作付面積(ha)	5	5	5	5	5	5	5	5	5
1	うち小作面積(ha)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
9	60kg 当り農家受取米価	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4
年代後半	1 ha 稲作粗収益	180.0	160.0	140.0	150.0	133.3	116.7	120.0	106.7	93.3
	地代除く経営費	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7
	当 自作地稻作所得	109.3	89.3	69.3	79.3	62.6	46.0	49.3	36.0	22.6
	り 小作地地代	45.0	40.0	35.0	30.0	26.7	23.3	15.0	13.3	11.7
	小作地稻作所得	64.3	49.3	34.3	49.3	35.9	22.7	34.3	22.7	11.0
X年後	稻作粗収益	900	800	700	750	667	583	600	533	467
	地代除く経営費	354	354	354	354	354	354	354	354	354
	小作地地代	90	80	70	60	53	47	30	27	23
	稻作所得	457	367	277	337	260	183	217	153	90
	家計費充足率	76	61	46	56	43	31	36	26	15
60kg 当り農家受取米価		1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0
X年後	稻作粗収益	140.0	120.0	100.0	116.7	100.0	83.3	93.3	80.0	66.7
	1 ha 地代除く経営費	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7
	自作稻作所得	69.3	49.3	29.3	46.0	29.3	12.6	22.6	9.3	-4.0
	小作地地代	17.5	15.0	12.5	9.3	8.0	6.7	2.3	2.0	1.7
	小作稻作所得	51.8	34.3	16.8	36.6	21.3	6.0	20.3	7.3	-5.7
増反分小作地所得*		71.8	54.3	36.8	56.6	41.3	26.0	40.3	27.3	14.3
後	稻作粗収益	700	600	500	583	500	417	467	400	333
	地代除く経営費	354	354	354	354	354	354	354	354	354
	小作地地代	35	30	25	19	16	13	5	4	3
	稻作所得	312	217	122	211	131	50	109	43	-24
	家計費充足率	52	36	20	35	22	8	18	7	-4

注. 単収と品質を異にする9地域に5ha(自作3ha・小作2ha)の稻作農家を各1戸設定し、第14表に依拠して、以下の仮定条件により稻作所得を試算した。

- ① 1ha当たり収量は、高単収地域6トン、中単収地域5トン、低単収地域4トンで一定。
- ② 60kg当たり農家受取米価は、「1990年代後半」は、良質米1.8万円、中質米1.6万円、低質米1.4万円。「X年後」は、良質米1.4万円、中質米1.2万円、低質米1.0万円。
- ③ 「90年代後半」及び「X年後」の1ha当たりの地代を除く経営費は全農家とも、70.7万円(物財費68.0万円、雇用労働費1.5万円、支払利子1.2万円、物財費のうち建物農機具償却費20万円)で一定。
- ④ 「90年代後半」の地代は、高単収地域1.5トン、中単収地域1.0トン、低単収地域0.5トン。「X年後」の地代は、高単収地域0.75トン、中単収地域0.4トン、低単収地域0.1トン。
- ⑤ 増反分小作地所得*は、現有機械等の有効利用により借地を数ha拡大できる場合、建物農機具償却費20万円は不要とみなせるので、その20万円を1ha当たり小作地稻作所得に加算した。
- ⑥ 「90年代後半」及び「X年後」の家計費は、全農家とも600万円で変わらない。

地域ではしかりである。農外就業なら通年就業できるので働く者はみな働けば容易に生活できるが、借地稻作は細切れの就業で年間所得は農外就業とは比較を絶するほど低いので、たとえ 10ha 以上への稻作拡大が容易にできるとしても、誰も稻作大経営を志向せず農外就業に決定的に傾斜してしまうのである。

(3) 米価の大幅低下局面における稻作構造変化の方向性

以上のように、5 ha の稻作農家は 90 年代後半の米価水準でさえ「稻作 I 兼農家」として存立できるのは 9 地域中 3 地域、「稻作 II 兼農家」として辛うじて存立できるのは 2 地域にすぎない。いわんや良質米 1.4 万円、中質米 1.2 万円、低質米 1.0 万円に低下する「X 年後」には 5 ha 層は甚だミゼラブルな状況に追いこまれる。

高単収・良質米地域の Hg 5 は、稻作所得が 312 万円に減少し家計費充足率は 52% に低下するが、農作業受託収入、非稻作所得や農外所得で家計費の 50% 以上を賄えるとすれば、「稻作 I 兼農家」として存続できるであろう。Hg 5 の小作地 1 ha 当たり稻作所得は 52 万円に減少するが、追加投資をしないで現有機械の有効利用により稻作を 2 ha 拡大する場合、増反部分の償却負担はゼロとみなせるので、1 ha 当たり稻作所得は 72 万円に増えるとすれば、2 ha で 144 万円増えて 7 ha の稻作所得は 456 万円になる。農作業受託収入、非稻作所得を含めて、農業所得だけで家計費を賄える「稻作専業的農家」としても存続できるであろう。

高単収・中質米地域の Hm 5 と中単収・良質米地域の Ng 5 は稻作所得が各 217 万円、211 万円に減少し、家計費の各 36%，35% しか充足できなくなるので経営危機に直面する。Hm 5 と Ng 5 は借地拡大により危機を克服しようとするであろう。Hm 5 の場合、小作地 1 ha 当たり稻作所得は 34.3 万円に減少する

が、現有機械と家族労働力の有効利用により稻作を 3 ha 拡大できるとすれば、増反部分の償却負担はゼロとみなして 1 ha 当たり小作稻作所得は 54 万円に増えるので、3 ha で 162 万円追加される。8 ha の稻作所得は 379 万円となり、農作業受託収入、非稻作所得及び農外所得を含めれば家計費を十分賄えるので、8 ha の「稻作 I 兼農家」として存続できるであろう。

Hm 5 が借地を一挙に 10ha 拡大して 15ha の稻作大経営に転換する場合、1,000 万円単位の投資をせざるをえないでの、金利負担や償却負担が急増するだけでなく雇用労働費も増えるので、1 ha 当たり稻作所得は表示した 34 万円程度しか期待できないであろう。10ha 拡大して所得が 340 万円増えれば、15ha の稻作所得は 557 万円となる。農作業受託収入、非稻作所得及び農外所得で 200 万円以上確保できれば、15ha の「稻作 I 兼農家」としても存続できるであろう。また中単収・良質米地域の Ng 5 も、Hm 5 と同様に存続する可能性がある。

しかし高単収・低質米地域の Hb 5 と中単収・中質米地域の Nm 5 は稻作所得が各 131 万円、122 万円に落ち込み、家計費の各 22%，20% しか充足できなくなるので、「稻作 II 兼農家」としても存続し難いであろう。いわんや低単収・低質米など他の 4 地域の 5 ha 層はなおさらである。5 ha の稻作所得で家計費の 10~20% しか賄えなくなつてから、巨額の投資をして 10ha 以上規模拡大しても早晚経営破綻を免れないであろう。だから稻作拡大を断念して逆に借地を返上し、基幹男子が恒常に農外就業したり、2 人以上が恒常に農外就業するなどして、農家経済の破綻を回避するほかないであろう。

以上のように、5 ha 層が米価の大幅低下に直面した場合、高単収・良質米地域の Hg 5 は 5 ~ 7 ha の「稻作 I 兼農家」として存続可能であり、高単収・中質米地域の Hm 5

と中单収・良質米 Ng 5 は 8~15ha に規模拡大できれば「稻作 I 兼農家」として存続できるが、他の 6 地域では、5 ha 層は 10~15ha に規模拡大しても早晚経営破綻する可能性が大きいので、逆に農外就業に駆りたてられるであろう。

既述のように水稻単作農家は 5 ha 以上層が II 兼農化する段階にあるが、5~10ha の I 兼農家は、米価の大幅低下に直面して、稻作所得の激減、借地稻作の縮小・廃止や自作稻作の縮小による稻作所得の一層の減少、基幹男子の恒常的農外就業化、2 人以上の恒常的農外就業化等による農外所得の一層の増加……という形で農外所得が農業所得を上回るようになるであろう。こうして稻作農家の全面的 II 兼化傾向は極限まで進むであろう。

第 18 表に、单収と品質を異にする 9 地域の 1 ha 層及び 0.3ha 層の「1990 年代後半」と「X 年後」の稻作所得を試算して示した。

良質米 1.8 万円、中質米 1.6 万円、低質米 1.4 万円という 90 年代後半の米価水準で、1 ha 層の稻作所得は、高单収・良質米地域の Hg 1 の 96 万円を筆頭に Hm 1, Hb 1, Ng 1, Nm 1 は 76 万円~49 万円の水準にあるが、低单収・中質米、中单収・低質米、低单収・良質米の 3 地域では 36~23 万円にすぎない。低单収・低質米地域の Lb 1 は僅か 9.3 万円でタダ働きも同然である。0.3ha 層の稻作所得は、Hg. 3 は 21.5 万円、Hm. 3 は 15.5 万円、Ng. 3 は 12.5 万円を確保しているが、低单収・低質米地域の Lb. 3 は -4.5 万円、低单収・中質米地域の Lm. 3 は -0.5 万円と、90 年代後半の米価水準でも既に欠損に陥っている。他の 5 地域の 0.3ha 層の稻作所得は 9.5 ~2.5 万円でタダ働きも同然である。

良質米は 1.4 万円、中質米は 1.2 万円、低質米は 1.0 万円に低下する「X 年後」の 1 ha 層の稻作所得は、Hg 1 は 56 万円、Hm 1 は 36 万円、Ng 1 は 33 万円の水準にあるが、Hb 1, Nm 1 はともに 16 万円、Lg 1 は 9.3 万円に落

ちこむ。特に低单収・低質米地域の Lb 1 は -17.3 万円の欠損に陥る。低单収・中質米地域と中单収・低質米地域の 1 ha 層も各 -4.0 万円、-0.7 万円の欠損に陥る。また 0.3ha 層は、Hg. 3 は 9.5 万円、Hm. 3 は 3.5 万円、Ng. 3 は 2.5 万円と、僅かながら稻作所得を留保できるが、他の 6 地域の 0.3ha 層は、Lb. 3 の -12.5 万円をはじめ、軒並み数万円の欠損に陥る。

したがって 1 ha 層は 9 地域中 3 地域で稻作所得が欠損に陥り 3 地域で 10 万円前後に落ち込み、0.3ha 層は 6 地域で欠損に陥り、他の 3 地域は数万円に落ちこむ。

水稻単作農家は 3 ha 以下の各層の農外所得が 700~600 万円のレンジで平準化しており、農外所得の家計費充足率は 118~100% に達している（前掲第 4 表）。だから特に安定兼業農家では稻作所得が欠損に陥っても農家経済が深刻な打撃をうけるわけではない。例えば「稻作所得 X 万円 + 農外所得 800 万円 / 家計費 600 万円」という事実上の勤労者世帯は、稻作所得が -10 万円の欠損に陥っても「収支バランス」はなお 1 を大きく上回っているので、稻作は十分存続可能である。零細 II 兼農家は農外就業機会のない時間や労働力が稻作に従事しているので、稻作をやめても農外所得を増やせるわけではない。農地の借り手がいなくなった地域では、稻作所得が赤字になったからといって一斉に稻作をやめれば、膨大な農地が荒廃に帰する。だから特に安定兼業農家は 10 万円程度の稻作赤字は農地保全コストと割り切って、農地の転用機会を待ちながら稻作を続けるであろう。

しかしそうはいっても、稻作所得が欠損に陥れば勿論、収益性が極度に悪化すれば、稻作離脱が著しく促進されることは疑いないであろう。稻作の収益性がはるかに高く、高齢化もさほど進んでいなかった 70 年以降、稻作農家は年々 8 万戸も離農したのであるから、高齢化がますます進む 2000 年代に仮に米価

第18表 単収と品質を異にする9地域の1ha及び0.3haの自作稻作農家の稻作所得の試算

(単位：万円)

	単収基準地域区分 品質基準地域区分	高単収 良質米	高単収 中質米	高単収 低質米	中単収 良質米	中単収 中質米	中単収 低質米	低単収 良質米	低単収 中質米	低単収 低質米
1	1 ha 当たり収量 (トン)	6.0	6.0	6.0	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0
9	農家記号	Hg1	Hm1	Hb1	Ng1	Nm1	Nb1	Lg1	Lm1	Lb1
0	水稻作付面積 (ha)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年	60kg 当り農家受取米価	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4
代	稻作粗収益	180.0	160.0	140.0	150.0	133.3	116.7	120.0	106.7	93.3
後	経営費	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0
半	稻作所得	96.0	76.0	56.0	66.0	49.3	32.7	36.0	22.7	9.3
X	60kg 当り農家受取米価	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0
年	稻作粗収益	140.0	120.0	100.0	116.7	100.0	83.3	93.3	80.0	66.7
後	経営費	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0
半	稻作所得	56.0	36.0	16.0	32.7	16.0	-0.7	9.3	-4.0	-17.3
1	農家記号	Hg3	Hm3	Hb3	Ng3	Nm3	Nb3	Lg3	Lm3	Lb3
9	稻作面積 (ha)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
9	60kg 当り農家受取米価	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4	1.8	1.6	1.4
0	稻作粗収益	180.0	160.0	140.0	150.0	133.3	116.7	120.0	106.7	93.3
0	自作経営費	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2
年	稻作所得	71.8	51.8	31.8	41.8	25.1	8.5	11.8	-1.5	-14.9
代	稻作粗収益	54	48	42	45	40	35	36	32	28
後	経営費	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5
半	稻作所得	21.5	15.5	9.5	12.5	7.5	2.5	3.5	-0.5	-4.5
X	60kg 当り農家受取米価	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0
年	稻作粗収益	140.0	120.0	100.0	116.7	100.0	83.3	93.3	80.0	66.7
後	経営費	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2
半	稻作所得	31.8	11.8	-8.2	8.5	-8.2	-24.9	-14.9	-28.2	-41.5
	稻作粗収益	42.0	36.0	30.0	35.0	30.0	25.0	28.0	24.0	20.0
	経営費	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5	32.5
	稻作所得	9.5	3.5	-2.5	6.8	-2.5	-7.5	-4.5	-8.5	-12.5

注. 単収と品質を異にする9地域に、1ha及び0.3haの稻作農家を各1戸設定し、第14表に依拠して以下の仮定条件により稻作所得を試算した。

- ① 1ha当たり収量は、高単収地域6トン、中単収地域5トン、低単収地域4トンで一定。
- ② 60kg当たり農家受取米価は、「1990年代後半」は、良質米1.8万円、中質米1.6万円、低質米1.4万円。「X年後」は、良質米1.4万円、中質米1.2万円、低質米1.0万円。
- ③ 「90年代後半」及び「X年後」の1ha当たりの経営費（地代を除く）は、1ha層84.0万円（うち物貯費82.0万、雇用労働費1.5万円、支払利子0.5万円）で一定とする。0.3ha層108.2万円（うち物貯費104.8万円、雇用労働費2.1万円、支払利子1.3万円）で一定とする。
- ④ 「90年代後半」及び「X年後」の家計費は、全農家一律600万円で変わらない。

が大幅に低下し収益性が極度に悪化すれば、世代交代や機械の更新を待たずに稻作離脱する農家が続出するであろう。

特に低単収・低質米地域、低単収・中質米地域、中単収・低質米地域など「劣等地」では稻作離脱が激しく進むであろう。これらの地域では稻作収益性が高かった70～80年代でさえ、稻作離脱が稻作拡大に結びつかず農地も稻作から離脱してしまったので、米価が大幅に低下し収益性が極度に悪化してから稻作拡大を志向する農家が続出する道理はないであろう。それゆえ稻作離脱が激しく進む「劣等地」では稻作衰退を招くのみである。

他方、高単収・良質米、高単収・中質米、中単収・良質米の3地域では、下層農家は農作業受委託や生産組織に依存しつつ大半が稻作を維持するので、稻作離脱も稻作拡大も予想されるほど進まないとしても、稻作シェアは拡大するであろう。こうして「劣等地」の稻作が衰退し「優等地」の稻作シェアが拡大するという形で地域分化が進むであろう。

単収と品質を異にする9地域を設定して、単収差と品質差の相乗作用が稻作の存続・離脱を分かつ決定的要因であることを確認したが、個別農家が低質米から中・良質米または低単収から中・高単収にシフトする可能性を否定するものではない。

80～90年代には、より高い収益を求めて、適不適やコストの増大は度外視してコシヒカリなど良質米に転換する動きが全国的にみられたが、「X年後」には、低質米や低単収から脱却しないと稻作離脱を余儀なくされるという切迫した動機から、適不適やコストの著増は度外視して中・良質米または中・高収量米への転換が著しく促進されるであろう。そしてこのシフトに成功した農家は存続可能になるかもしれない。逆に土地条件の制約等のために低単収や低質米から脱却できない農家や地域は稻作縮小・離脱を余儀なくされるであろう。

低質米は、低質米しか生産できない農家や地域の稻作離脱と中・良質米へのシフトにより生産が激減する反面、良質米は、稻作離脱がさほど進まぬえに低・中質米からのシフトにより生産が増えるので、希少性は解消されるであろう。

(4) 米価の大幅低下局面における稻作大経営の形成と存続の可能性

第15、16表により、良質米は1.8万円→1.4万円、中質米は1.6万円→1.2万円、低質米は1.4万円→1.0万円に低下する「X年後」における稻作大経営の存続可能性を検討しよう。

10ha 経営のうち、中単収・中質米地域のNm10と高単収・低質米地域のHb10は90年代後半の米価水準では「稻作I兼農家」として存立可能とみなしたが、「X年後」には稻作所得が各232万円、205万円に激減し家計費の31%、27%しか賄えなくなるので、存続し難いであろう。

10ha 経営のうち、高単収・良質米地域のHg10、中単収・良質米地域のNg10、高単収・中質米地域のHm10は、90年代後半の米価水準では「稻作専業的農家」として存立可能とみなしたが、「X年後」には稻作所得が各575万円、405万円、390万円に減少し、家計費の77～52%しか充足できなくなるので、いずれも経営危機に直面する。

Hg10、Ng10、Hm10は、大きな追加投資をしなくとも現有機械と家族労働力の有効利用により稻作を5ha拡大できるとすれば、小作地1ha当たり稻作所得は50.5万円～33万円より各20万円増えて70万円～53万円になるであろう。5ha拡大すれば稻作所得は350万円～165万円増えて915万円～555万円となる。農作業受託収入、非稻作所得や農外所得で150～200万円補填できれば、15haの「稻作専業的農家」として存続する可能性がある。

これらの地域では稻作離脱がさほど進まないので、稻作を一挙に 10ha も拡大するのは容易でないが、大きな追加投資をして 10ha 拡大する場合、金利負担、償却負担、雇用労働費が急増するので、小作地 1 ha 当たり稻作所得は表示した 51 万円～33 万円程度にとどまるであろう。それでも 10ha 拡大できれば、稻作所得は 510～330 万円増えて 1,080 万円～720 万円になるので、20ha の「稻作専業農家」として存続する可能性がある。

20ha 経営は、90 年代後半の米価水準では 9 地域中 6 地域で「稻作専業農家」として存続可能とみなしたが、「X 年後」には高単収・良質米地域の Hg20 は稻作所得が 1,080 万円に減少するが、なお家計費を 44% 上回るので「稻作専業農家」として十分存続可能である。中単収・良質米地域の Ng20 の稻作所得は 744 万円、高単収・中質米地域の Hm20 は 720 万円に減少するが、稻作所得で家計費をほぼ賄えるので「稻作専業農家」として存続可能である。

米価の大幅低下により稻作所得が激減すれば、「稻作専業農家」として存続可能な下限規模が大幅に上昇するので、この 3 経営は所得の減少を補うべく規模拡大を図るであろう。大きな追加投資をしなくても、現有機械と家族労働力の有効利用により稻作を 5 ha 拡大できるとすれば、小作地 1 ha 当たり稻作所得は 70 万円～53 万円を期待できるであろう。5 ha 拡大すれば稻作所得は 350 万円～165 万円増えて 1,440 万円～885 万円となり、家計費 750 万円をはるかに上回るので、25ha の「稻作専業農家」として十分存続できるであろう。

他方、中単収・中質米地域の Nm20、低単収・良質米地域の Lg20、高単収・低質米地域の Hb20 は、稻作所得が各 432 万円、389 万円、360 万円に激減し、稻作所得で家計費の 58～49% しか賄えなくなるので、経営危機に直面する。Nm20、Lg20、Hb20 は、規模

拡大により打開を図るが、大きな追加投資をしなくとも稻作を 5 ha 拡大できるとすれば、Nm20 の場合、小作地 1 ha 当たり稻作所得は 40 万円程度を期待できるであろう。5 ha 拡大すれば稻作所得は 200 万円増えて 630 万円となる。農作業受託収入、非稻作所得及び農外所得を加えれば 750 万円を優に上回り、25ha の「稻作専業的経営」として存続できるであろう。

Lg20 と Hb20 は、なによりも低単収または低質米からの脱却に力を注ぐ必要があるが、米価の大幅低下により稻作離脱が急増し借地返上も続出するので、農地集積は一層容易になる。基盤整備された条件の良い水田だけを選んで借地すれば、低単収または低質米から脱却する可能性もある。特段の追加投資をしなくとも稻作を 5 ha 拡大できるとすれば、Nm25 と同様に 25ha の「稻作専業的農家」として辛うじて存続できるであろう。

20ha の稻作大経営でさえ経営破綻の危機に瀕する地域では、極言すれば農地の貸し手ばかりで借り手はほとんどいなくなるので、地代がゼロになる可能性がある。仮に地代がゼロになれば、借地型 20ha 経営の稻作所得は自作 20ha 経営と等しくなり、各 560 万円、560 万円、427 万円となる。特に Nm20 と Hb20 は、地代がゼロになったうえに稻作を 5 ha 拡大すれば、稻作所得はさらに 200 万円以上増え、稻作所得だけで家計費をほぼ賄えるようになるので、25ha の「稻作専業農家」として存続する可能性が高まるであろう。

さらにいえば、20ha の稻作大経営ですら経営危機に瀕する地域では、「マイナスの地代」が発生する可能性もある。実際、農地の借り手がいなくなれば農作業を受託する農家もほとんどいなくなり、下層農家は稻作赤字が一層増大するどころか、稻作を維持できなくなるおそれがある。それよりは、稻作赤字相当を「マイナスの地代」として農地の借り手に支払う方がマシと考える農家は少なくな

いであろう。仮に「マイナスの地代」が発生すれば、借地型 20ha 経営の稻作所得は自作 20ha 経営より「マイナスの地代」分だけ増えることになる。5 ha 拡大すれば 25ha の「稻作専業農家」として存続可能性はさらに高まる。

ゼロ地代や「マイナスの地代」が発生する可能性がある地域では、農作業受託農家が激減するので農作業受託料金は著しく高騰するであろう。「マイナスの地代」やゼロ地代は下層農家には抵抗があるとすれば、20ha 経営は借地を返上して全作業受託に切り替え、「マイナスの地代」やゼロ地代の下で得られるはずの 1 ha 当たり稻作所得に見合う高い全作業受託料金を求めることもできる。全作業受託では米価変動や作況変動のリスクは農地所有者に負わせて一定の収入を確保できるので、借地するより有利である。

以上のように、20ha 経営は 90 年代後半の米価水準では 6 地域で「稻作専業農家」として存続可能であったが、「X 年後」には高単収・良質米など 3 地域の 20ha 経営は、20ha の「稻作専業農家」としても存続できるが、25ha に規模拡大すれば「稻作専業農家」としての存続可能性が増大する。中単収・中質米など 3 地域の 20ha 経営は経営危機に直面するが、5 ha 規模拡大できれば 25ha の「稻作専業的農家」として存続可能となる。仮にゼロ地代や「マイナスの地代」が発生したり全作業受託に切り替えれば、存続の可能性は一層増大する。

10ha 経営は、90 年代後半の米価水準では高単収・良質米など 3 地域で「稻作専業的農家」として存続可能であるが、「X 年後」にはいずれも経営危機に直面するものの、15ha または 20ha に規模拡大できれば、「稻作専業的農家」として存続する可能性がある。

したがって 90 年代後半の米価水準で存続可能な 6 地域の 20ha 経営と 3 地域の 10ha 経営は、稻作を 5 ~ 10ha 拡大できれば、「稻

作専業農家」として存続する可能性がある。

しかし、それはけっして稻作大経営の広範な形成を保証するものではない。稻作大経営の存続の可能性と形成の可能性は峻別しなければならない。

5 ha から一挙に 20ha 規模拡大して 25ha 経営になりうるだけの資金力、技術力、経営力、労働力を兼ね備えた農家は稀有の存在である。仮に存在すれば、米価が大幅に低下する「X 年後」まで待たずに既に 25ha の稻作大経営に成長しているであろう。

良質米 1.4 万円～低質米 1.0 万円に低下すると、既述のように高単収・良質米地域の Hg 5 は 5 ~ 7 ha の「稻作 I 兼農家」として存続可能であり、高単収・中質米地域の Hm 5 と中単収・良質米 Ng 5 は 8 ~ 15ha に規模拡大できれば「稻作 I 兼農家」として存続できるが、他の 6 地域では 5 ha 層は 10 ~ 15ha に規模拡大しても早晚経営破綻する可能性が大きいので、逆に借地を返上して基幹男子が恒常的に農外就業したり、2 人以上が恒常的に農外就業するなどして、農家経済の破綻を回避するほかないであろう。そして稻作農家の全面的 II 兼化傾向が極限まで進むであろう。

米価の大幅低下を契機に 5 ~ 10 層がたくましく稻作拡大することは、高単収・良質米地域等一部を除いて多くの地域ではほとんど期待できないであろう。既存の稻作大経営の存続可能性は認められても、稻作大経営が広範に形成される可能性はいかに見いだし難い、といわざるをえない。

(1) 食糧制度研究会『詳解食糧法』(大成出版社、1998 年)による。

(2) 『米及び麦類の生産費』各年版による。

(3) 自主流通米価格形成センターの WWW 公開データによる(2000 年 3 月)。

(4) 例えば、大塚 [29]、速水 [13]、政策構想フォーラム [26]、国民経済研究協会 [10]、叶 [18] 等。

(5) 例えば速水 [13] は「大規模借地農の

成立条件」を上層農家と下層農家の間の生産性格差だから説明しており、大規模借地農の経営収支は全く不間に付されている（同書202～206ページ）。

結び——今後の展開方向——

3で「1つの可能性」として米価の大幅低下局面を想定し、稲作構造変化の方向性と稲作大経営の存続・形成の可能性について考察した。稲作規模、単収、単価、生産費、地代等、すべて仮定条件に基づいているので、これらの仮定条件を変えれば、自ずからかなり異なった様相を呈するであろう。しかし、所与のデータと実態に基づいて仮定条件を設定する限り、3で析出した構造変化の方向性は大きな修正を要しないであろう。

問題は、今後の米価水準である。3では「X年後」に農家受取価格（以下同じ）が中質米1.2万円、良質米1.4万円、低質米1.0万円に低下すると仮定したが、実際には今後5年間にこのような米価水準が定着する可能性は10%もないであろう。なぜならば、3で検証したように、平均受取価格が1.2万円に低下すると大半の農家は稲作所得が欠損に陥るかタダ働き同然になり、5ha層も10ha層も経営破綻の危機に瀕するので、そこまで下がらぬうちに生産調整を強化して供給を削減する可能性が大きいからである。

現実に96万haもの生産調整により供給を削減しているので、農家受取価格は今後数年間、作況や在庫の増減に応じて1.5万円～1.4万円の間で推移する可能性が大きいであろう。そして2005年の平均米価は、第15～18表で仮定した「90年代後半」の米価水準より2,000円程度低く「X年後」の米価水準より2,000円前後高い水準にある、と想定して大きな誤りはないであろう。

以下、このような想定をもとに、（90年代後半の動向はまだ統計的に把握できないの

で）1990年代前半と対比しつつ、2005年頃までの稲作の展開方向を素描して結びに代えよう。

1990年代前半には生産調整の大幅緩和をテコとして10ha以上への稲作拡大が急進した。しかし前掲第12表によれば、都府県の10ha以上の稲作農家は94→96年には減少し、5～10ha層は94→98年を通じて15%減少し、3～5ha層は3割も減少している。この時期には逆に生産調整が著しく強化されたので減少するのは当然である。しかし稲作大経営に成長すべき5～10ha層や3～5ha層が激減したうえに、生産調整の大幅緩和は期待し難いので、2000年代前半には10ha以上への稲作拡大は90年代前半ほど順調に進むとは考え難いであろう。

90年代前半は農家受取価格が1.8万円台にあり、8ha経営でも稲作所得だけで家計費を賄えるほど収益性が高く、3ha層も5ha層も「農家経済の收支バランス」が1を大きく上回り剩余を蓄積しつつ稲作拡大を進めた。しかし2000年代前半に平均米価が1.4万円台で推移すれば、90年代前半を2割も下回り1ha当たり稲作所得は4割も減少するので、稲作拡大意欲は減退するであろう。だから90年代前半のように、多くの地域で3～5ha層や5～10ha層が力強く規模拡大して稲作大経営が広範に形成される可能性は乏しいであろう。

その反面、いわば経済的に強いられた規模拡大が進むであろう。10ha以上の稲作大経営は、平均米価が90年代前半より2割低下しても十分存続できるが、大幅に規模拡大しなければ一定の所得を確保できないので、経済的に強いられて15ha以上、20ha以上に規模拡大するであろう。そして90年代前半には10～15ha層が急増したが、2000年代前半は15～20ha層や20ha以上層が急増するであろう。また90年代前半には3～10ha層が好収益に支えられて10～15haに稲作拡大した

が、2000年代前半には5～10ha層が経済的に強いられて10～15haへの稻作拡大を急ぐであろう。だから一見、稻作拡大が順調に進んでいるようにみえるであろう。しかし、90年代前半のように「農家経済の収支バランス」が1を大きく上回り剩余を蓄積しつつ10ha以上に規模拡大するのと、「収支バランス」が1を割るのを回避するために10ha以上への稻作拡大を急ぐのは、同一視できないであろう。それはともかく、経営基盤の脆弱化を伴いつつ、稻作大経営がそれなりに増加するであろう。

2000年代前半に平均米価が1.4万円前後で推移すれば、借地稻作の収益性は90年代前半より著しく悪化し、農外就業には太刀打ちできないので、3～5ha層や5～10ha層は、大半が農外就業に傾斜し、一部が稻作大経営を志向するという形で分化するであろう。そして5～10ha層は大半が早晚Ⅱ兼農家化し、Ⅱ兼農家の稻作シェアは一層拡大するであろう。

3～10ha層の農外就業への傾斜と稻作大経営志向という分化は、全地域的に等しく生ずるのではなく、稻作大経営志向農家は高単収・良質米、高単収・中質米、中単収・良質米の3地域に集中し、土地条件が平均以下の地域ではほとんどが農外就業に傾斜するという形で、同時に地域分化が進展するであろう。

10ha以上の稻作農家は秋田、富山、新潟、滋賀、青森、愛知、石川、福井、山形、静岡など東北、北陸、東海の各県の平坦部に集中的に展開している反面、半数近い都府県では皆無または数戸しか存在しない。それでも90年代には多くの県に拡散する傾向があったが、2000年代前半には東北、北陸、東海等の各県に集中する傾向が強まり、稻作大経営の偏在性が著しくなるであろう。その他の諸県の平坦部を含めて、10ha以上の稻作農家は高単収・良質米、高単収・中質米、中単収・良質米の3地域に集中しているが、2000

年代前半に米価が1.5万円～1.6万円で推移すれば、10ha以上層はなお稻作所得だけで家計費を賄えるので、これらの地域では5～10ha層の多くは10ha以上をめざして規模拡大するであろう。

他方、特に低単収・低質米、低単収・中質米、中単収・低質米の3地域では、高米価の90年代前半でさえ稻作大経営は存立の余地がなく、5ha層もほとんど存在しなかつたので、借地稻作の収益性が著しく悪化する2000年代には、零細農家の稻作離脱が進んでも稻作拡大には結びつかず、稻作の衰退を招くのみであろう。

90年代にはより高い収益を求めて、適不適やコストの増大は度外視してコシヒカリなど良質米に転換する動きがみられた。2000年代には低質米や低単収から脱却しないと稻作離脱を余儀なくされるという切迫した動機から、適不適やコストの著増は度外視して中・良質米または中・高収量米への転換が促進されるであろう。しかし土地条件等の制約のため低単収、低質米から脱却できない農家や地域では稻作離脱を余儀なくされるであろう。

低質米は、低質米しか生産できない農家や地域の稻作離脱と中・良質米へのシフトにより生産が激減する反面、良質米は、低・中質米からのシフトにより生産が増えるので、希少性は漸次解消されるであろう。

米価が大幅に低下しても既存の稻作大経営は存続可能であるが、稻作大経営が広範に形成される可能性は乏しい、というのが3の結論であった。稻作大経営に成長すべき3～5ha層や5～10ha層が米価の大幅低下に最も深刻な影響を受け、経営危機に瀕するからである。

3～5ha層や5～10ha層は稻作地帯の中核的担い手として活躍している。中核的担い手が存在する地域では彼らを中心に生産の組織化や農作業受委託が行われ、彼らの存在が

安定兼業農家の離農を助長し、農地の流動化も進む傾向がある。逆に中核的担い手が姿を消してしまうと、生産の組織化が困難になり農作業受委託も農地流動化も進まず、過剰投資の負担に耐えきれない零細農家の離農が多発し、農業は衰退する傾向がある。このような意味で、中核的担い手が存在するか否かが地域農業の消長と深く関わっている。

稻作大経営が広範に形成されるためには、3～10ha層の経営安定化が不可欠の条件である。そのためには、生産調整により供給を削減し可能な限り米価の低下を抑制することが不可欠である。2000年以降、平均受取価格が1.5万円～1.6万円で推移すれば、3～10ha層は農家経済に剩余を蓄積しつつ稻作拡大を進め、稻作大経営が数多く形成される可能性がある。

10ha以上の稻作大経営は、経営基盤が固まれば3～10ha層より米価の低下に対する抵抗力が大きいので、当面は生産調整により供給を削減し可能な限り米価の低下を抑制して、3～10ha層の10ha以上への稻作拡大を助長し、稻作大経営が広範に形成された後に、米価の緩やかな低下を容認するのが現実的な対応であると考えられる。

そのためには、生産調整を100%達成することが不可欠である。2の(4)で食管・転作制度の存在意義を再確認したが、食糧法下の生産調整も、稻作は勿論、非稻作の中核的担い手の経営破綻を防止し、膨大な中高年層に自己雇用の場を確保させつつ農地の荒廃を防止し、必要最低限の食料自給力を確保するうえで、重要な役割を果たしていることを銘記すべきであろう。

〔参考文献〕

- [1] 須永芳顕「『農家経済調査』等からみた稻作農家の動向」（『農業総合研究』第35巻第3号、1981年）。
- [2] 同「日本農業『自立』の問題点——国民経済研究協会『農業自立戦略の研究』批判——」（『農業総合研究』第36巻第1号、1981年）。
- [3] 同「農家階層変動の実態」（『農業総合研究』第37巻第3号、1983年）。
- [4] 同「農家の階層変動と農業構造の変化」（石黒重明・川口諦編『日本農業の構造と展開方向』、農林統計協会、1984年）。
- [5] 同「中核農家の実態」（『農業総合研究』第39巻第4号、1985年）。
- [6] 同「農家の階層分化」（『同誌』第41巻第3号、1987年）。
- [7] 同「日本の米需給」（『世界』1994年7月号）。
- [8] 全国農協中央会編『米生産調整政策に関する文献ならびに解題』（富民協会、1980年）。
- [9] 梶井功編『農産物過剰』（明文書房、1981年）。
- [10] 国民経済研究協会『農業自立戦略の研究』（総合研究開発機構、1981年）。
- [11] 梶井功編『日本農業再編の戦略』（柏書房、1982年）。
- [12] 農政調査委員会編『水田利用再編——その中間的総括——』（農政調査委員会、1983年）。
- [13] 速水裕次郎『農業経済論』（岩波書店、1986年）。
- [14] 農林漁業金融公庫『長期金融 65 稲作経営構造の再編と資金供給』（1985年）。
- [15] 梶井功編『現代農政論』（柏書房、1986年）。
- [16] 佐伯尚美『食管制度』（東京大学出版会、1987年）。
- [17] 食糧政策研究会編『日本の食糧と食管制度』（日本経済評論社、1987年）。
- [18] 叶芳和『こめをどうする 農政改革のころ』（日本経済新聞社、1987年）。
- [19] 梶井功『食糧需給政策と価格政策』（梶井功著作集第7集、筑波書房）。
- [20] 日本農業経営学会『日本農業確立への途』（農林統計協会、1988年）。
- [21] 農政調査委員会『米の作付規模別生産者数の変動に関する調査報告書』（1988年）

- 『同』（1989年）。
- [22] 農林水産省図書館編『現代日本農業論』（農林水産文献解題No. 26）（農林統計協会, 1989年）。
- [23] 農林統計協会編『21世紀農業へのシナリオ』（農林統計協会, 1990年）。
- [24] 農林漁業金融公庫『長期金融 69 大規模水田農業育成の諸条件』（1990年）。
- [25] 全国農協中央会編『水田農業の現状と予測』（富民協会, 1990年）。
- [26] 政策構想フォーラム「関税化によるコメの市場開放を」（『激動する世界システムと日本の対応——その3——』（1990年）。
- [27] 農産物市場研究会編『自由化にゆらぐ米と食管制度』（筑波書房, 1990年）。
- [28] 北出俊昭『コメ政策と食管法』（富民協会, 1991年）。
- [29] 大塚啓二郎「コメ自由化の経済学」（『経済セミナー』1991年1月号）。
- [30] 東海農政局企画調整室『東海地方における担い手の育成と農地の流動化・集積』（1992年）。
- [31] 向井三雄・矢尾板日出臣・小林哲朗編『現代のコメ問題』（農林統計協会, 1992年）。
- [32] 井上完二『水田農業再編の諸形態』（水田農業研究会, 1992年）。
- [33] 玉井晋編著『大規模稻作地帯の農業再編展開仮定とその帰結』（北海道大学図書刊行会, 1994年）。
- [34] 森島賢編著『農業構造の計量分析』（富民協会, 1994年）。
- [35] 和田照男編著『大規模水田経営の成長と管理』（東大出版会, 1995年）。
- [36] 高橋正郎編著『日本農業の展開構造 1990年センサス分析』（農林統計協会, 1992年）。
- [37] 黒柳俊雄・嘉田良平編著『米自由化の計量分析』（大明堂, 1996年）。
- [38] 宇佐美繁編著『日本農業——その構造変動—— 1995年センサス分析』（農林統計協会, 1997年）。
- [39] 梅本雅『水田作経営の構造と管理』（日本経済評論社, 1997年）。
- [40] 八巻正『現代稻作の担い手と技術革新』（農林統計協会, 1997年）。
- [41] 藤谷築次編著『日本農業の現代的課題』（家の光協会, 1998年）。
- [42] 近藤巧『基本法農政下の日本稻作 その計量経済学的研究』（農林統計協会, 1998年）。
- [43] 伊藤喜雄編著『米産業の競争構造』（農山漁村文化協会, 1998年）。